

京都の文化財

第二十八集

京都府教育委員会

序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定・登録等の文化財だけでなく、府内各地の身近な文化財に対する新たな関心が育まれてきました。文化財は、京都の歴史や文化を理解する上でも、また新しい京都の文化を創造していく上でも大変重要な価値を持っています。京都の文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための礎として有効に活用することは、これからの社会においてますます大切になってきています。

この『京都の文化財』第二十八集は、平成十九年に国史跡となりました京丹後市赤坂今井墳墓の、出土品一括資料を始め、平成二十一年度に本府が指定・登録等を行いました十一件の文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関の皆様にも多大な御協力をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、本冊子が府内の数多くの文化財の保護と活用役立てば幸いです。

平成二十三年一月

京都府教育委員会

教育長 田 原 博 明

凡例

- 一、本図録には、第二十八回京都府指定・登録等文化財を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
名称 員数（指定・登録の別）
所在地の住所
所有者
法量（単位はセンチメートル）・構造形式等
時代
解説
- 四、本文は文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆者名を明記した。



目次

序文

凡例

有形文化財

建造物

建仁寺

法堂

浴室

大鐘楼

小鐘楼

楽神廟

西門

北門

向唐門

庫裏

齋神社

京都市……………1

歴史資料

龜山藩史料

考古資料

赤坂今井墳墓出土品

龜岡市……………21

無形民俗文化財

東一口の双盤念仏

久御山町……………27

史跡名勝天然記念物

名勝

楽々莊庭園

龜岡市……………29

文化的景観

向日市西ノ岡の竹の径・竹林景観

向日市……………31

宮津市上世屋の山村と里山景観

宮津市……………33

美術工芸品

絵画

絹本着色弥勒下生変相図

京都市（妙満寺）……………11

絹本着色虚堂智愚像

京都市（瑞峯院）……………14

彫刻

木造十一面観音坐像

木造不動明王立像

木造毘沙門天立像

舞鶴市（満願寺）……………17

文化財紹介シリーズ⑪《建造物編》

……………35

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区

及び選定保存技術件数一覧……………43

建造物

建仁寺

九棟(指定)
京都市東山区大和大路通四条下る四丁目小松町
宗教法人 建仁寺

法堂 (二棟) 桁行五間、梁行四間、一重もこし付、入母屋造、本瓦葺
附 棟札 一枚

浴室 (二棟) 佛殿上棟明和二年酉正月廿六日の記がある
桁行五間、梁行三間、一重、切妻造、妻入、両側面突出部附属、
棧瓦葺

大鐘楼 (二棟) 桁行二間、梁行一間、一重、切妻造、本瓦葺
小鐘楼 (二棟) 桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、本瓦葺

楽神廟 (二棟) 一間社流見世棚造、棧瓦葺

西門 (二棟) 四脚門、切妻造、本瓦葺

北門 (二棟) 高麗門、本瓦葺

向唐門 (二棟) 一間向唐門、銅板葺

庫裏 (二棟) 桁行東面一七・八メートル、西面一九・九メートル、梁行
一九・八メートル、一重、正面切妻造、背面入母屋造、
棧瓦葺

附 大玄関 一棟

桁行三間、梁行正面一間、背面二間、一重、正面入母屋造
背面寄棟造、棧瓦葺、東西面廊下附属 東面桁行一間、梁
行一間、西面桁行三間、梁行一間、一重、両下造、棧瓦葺

廊下 一棟

桁行三間、梁行三間、一重、両下造、棧瓦葺

建築年代 法堂 江戸時代後期 明和二年(一七六五)〔棟札〕

浴室 江戸時代前期 寛永五年(一六二八)〔寺藏文書〕



建仁寺 境内

(位置由緒沿革)

大鐘楼 江戸時代前期 元和八年(一六二二)〔鬼瓦銘〕

小鐘楼 江戸時代中期 寛文十二年(一六七二)〔寺藏文書〕

(位置由緒沿革)

楽神廟 江戸時代前期

西門 江戸時代後期 文化年間〔寺藏文書(進達書)〕

北門 江戸時代前期 寛永年間〔寺藏文書(進達書)〕

向唐門 江戸時代前期 寛文年間〔寺藏文書(進達書)〕

庫裏 江戸時代後期 文化十一年(一八一四)〔祈禱札〕

建仁寺は京都市東山区にある臨済宗建仁寺派の大本山で、山号を東山と号する。建仁二年（一一〇二）、日本に禅宗を招来した明庵栄西が、鎌倉二代將軍源頼家から現在の地を施入されて創立したもので、京都における最初の禅宗寺院である。当初は旧仏教との摩擦を避けるために真言・天台・禪の三宗兼学を旨としたが、文永二年（一二六五）に中国人僧の蘭溪道隆が第十一世住持として入寺してからは純粹な修禅道場となった。また、建武元年（一二三四）には五山に列せられ、至徳三年（一二八六）に五山制度が整備されると京都五山の第三位に位置づけられた。

創建時の伽藍については、宋の百丈山の規模に準じて造営したと伝えるが、詳細は詳らかでない。寺藏の「東山往古之図」は、室町時代初期の伽藍状況を描いたと考えられるもので、これによると、現在の大路に面した南外門から東進して中門前に至り、中門から北へ三門・仏殿・法堂・寢堂・大方丈が一直線上に配される。その東西には東藏・西藏・土地堂・祖師堂・鐘樓・鼓樓が対称的に整然と配置され、大方丈の東西には厨堂・小方丈・茶堂などの附属建物が、中門の東には浴室・三重塔が建ち、その周囲を塔頭寺院が囲繞していた。しかし、諸史料の記述から寺は度々火災に見舞われたとみられ、中世に遡る建物としては勅使門（矢の根門）「鎌倉時代後期・重要文化財」が現存するのみである。

天文二十一年（一五五二）十一月の三好・細川の戦いによる兵火では、三門・仏殿・法堂・方丈をはじめとする伽藍・塔頭のほとんどが焼失した。その後、天正十四年（一五八六）に豊臣秀吉から寺領八二〇石が与えられ、慶長四年（一五九九）には安国寺恵瓊の援助により方丈「重要文化財」が再建された。この方丈は、安芸安国寺から移築したものと伝える。同じ頃、東福寺の食堂を移建して仮仏殿とした。以降、元和から寛文年間にかけて、大鐘樓、浴室、南門（現在の北門）、向唐門、樂神廟、小鐘樓などが順次整備されていったとみられる。また、享保から明和年間にかけて仮仏殿を建て替える形で法堂の再建が行われ、文化年間には西門、庫裏の建て替えが行われた。

近代以降は、上地により多数の塔頭が失われたほか、周辺開発が進行し、境内地を取り巻く状況は大きく変貌した。また、護国院の建物群や、折唐門、東陽坊、三門が順次整備されたが、その多くは他寺院からの移築によるもの



法堂 正側面

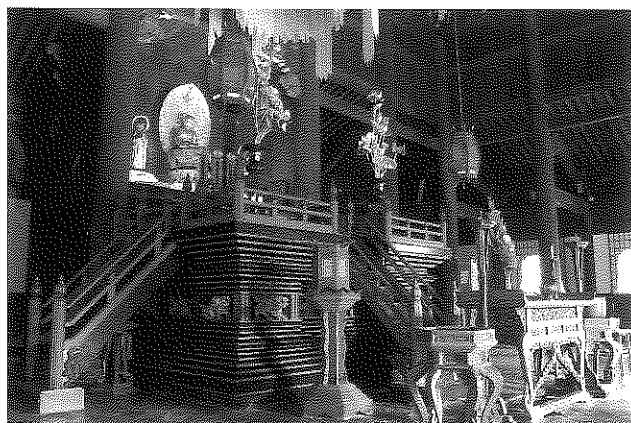
である。以下、今回指定に至った九棟の建物について、その建築的特徴を述べる。

法堂は拈華堂ねんげだうとも称し、仏殿を兼ねる。伽藍の中央軸線上に南面して建つ。桁行五間、梁行四間、一重もこし付で、身舎部分には禅宗様三手先組物や扇垂木などの技法を用いた正統的な形式の禅宗様仏堂である。内部は、来迎柱を入側柱筋に置き、その前面に禅宗様須弥壇を、背面上部に突出して仏壇を設け、仏壇に本尊釈迦如来坐像と脇侍迦葉尊者・阿難尊者像を祀る。背面もこし部分の両脇には脇壇を設け、西側は祖师堂として栄西像・虚庵懷僂像・達磨大師像を、東側は土地堂として張大帝像を祀る。床は四半敷、天井は身舎部分を鏡天井、もこし部分を化粧屋根裏とする。

建物には元文四年（一七三九）と記した笈形おいかたや、明和二年（一七六五）の上棟棟札が残されており、建仁寺大工である坂上豊後守義陳を中心として建築されたことが判明する。また、寺蔵文書によれば、享保十二年（一七二七）に再建を発願し、同二十一年（一七三六）に普請願を提出して建築に着手、明和元年（一七六四）に立柱、翌二年に上棟・落慶供養を行うが、その後も屋根の瓦葺が行われ、文化二年（一八〇五）に至ってようやく天井の普請に着手したことがわかる。さらに、発願当初から、資金調達の難航を予想した長期的な計画をとっており、実際には、檀家・末寺からの寄付、他本山からの寄付・借財などが充てられたほか、境内地の新地開発を行ったうえで、その地子収入が充てられた。

臨済宗本山の法堂として標準的な規模をもつが、全体的に木細い造りで、身舎部分の桁行・梁行の寸法を小さくし、もこし部分を大きくとる点に特徴がある。これは、入手できる材料が限られる中で、五山寺院に相応しい規模の建物とするために用いられた手法と考えられ、建立の経過を考える上で興味深い。同じ形式の建物としては、相国寺本堂〔慶長十年（一六一五）・重要文化財〕、大徳寺法堂〔寛永十三年（一六三六）・重要文化財〕、妙心寺法堂〔明暦二年（一六五六）・重要文化財〕、南禅寺法堂〔明治四十二年〕、東福寺本堂〔梁行三間、昭和九年〕が知られる。

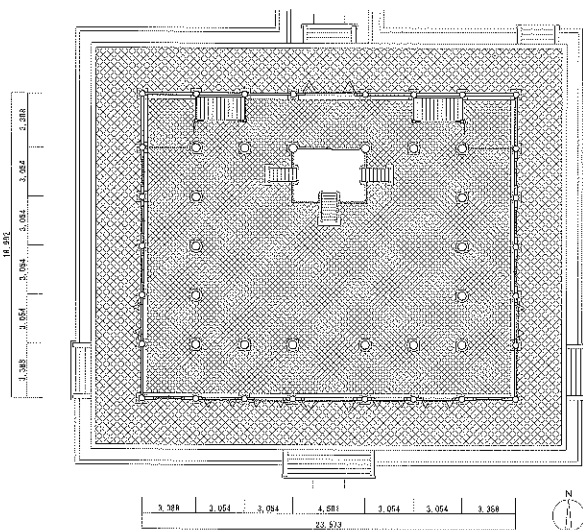
浴室は放生池の東に位置し、西面して建つ。正面三間、側面五間の小規模なもので、正面を切妻造とし、前面左右に下屋根を張り出す。妻面には虹梁こうりょう



法堂 内部



法堂 内部



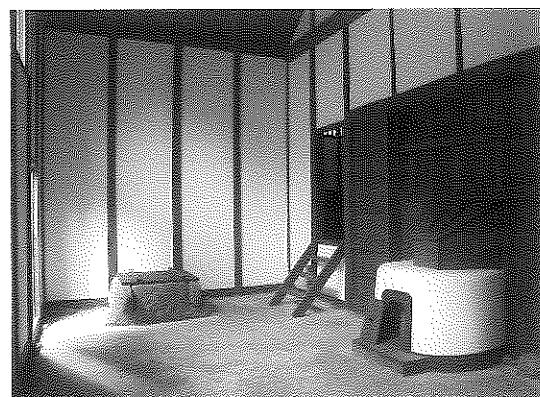
法堂 平面図



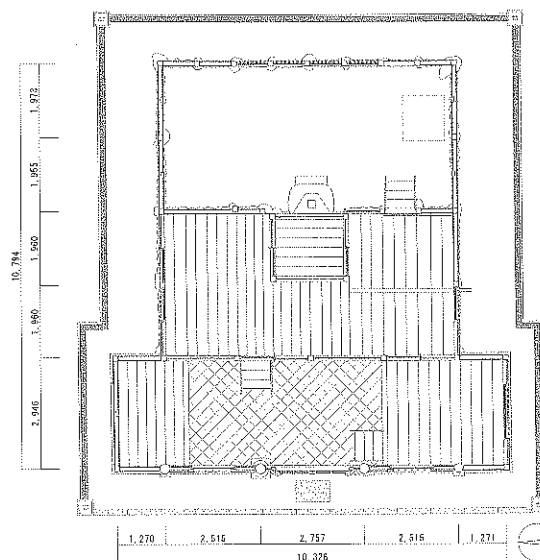
浴室 正面



浴室 側背面



浴室 内部土間



浴室 平面図

大瓶束や幕股・花肘木を配する。内部は正面から待合・浴室・土間（火焚場）に三分し、浴室部分には蒸風呂形式の小風呂を、土間部分には井戸と竈、煙出しを設ける。

この建物は、寛永五年（一六二八）に第二九五世住持の三江紹益が護国院の下に復興し、後に大鐘楼の東に移築したと伝えられる。破損が進んでいたが、平成九年から十四年にかけて解体修理が行われ、現在地に移築・整備された。この際、礎石から二種の真墨線が確認されるとともに、幕股から「寛文四年風呂再興」の墨書が発見されたことから、移築の事実が首肯され、その時期は寛文四年（一六六四）であったことが判明した。なお、小風呂の棟木には、元禄十三年（一七〇〇）の墨書が記されている。また、屋根は当初こけら葺であったことが判明している。

禅宗寺院の浴室としては他に、東福寺浴室「長禄三年（一四五九）・重要文化財」、相国寺浴室「慶長年間・府指定文化財」、大徳寺浴室「元和八年（一六二二）・重要文化財」、酬恩庵浴室「慶安三年―承応三年（一六五〇―五四）・重要文化財」、妙心寺浴室「明暦二年（一六五六）・重要文化財」、泉涌寺浴室「元禄年間・府指定文化財」が知られる。当浴室は、数少ない禅宗

浴室の一つで、その中でも比較的古いものである。

大鐘楼は法堂の東方にやや離れて設けられる、正面一間、側面二間、妻入の簡素な形式の鐘楼である。柱は四方内転びとし、側面は中央柱を西側に寄せて据え、この上に梁を架け渡して鐘を吊る。飛貫より下部は土壁とし、東正面に撞木用の小窓と板戸口、西面に花頭窓を設ける。鬼瓦銘から元和八年（一六二二）の建立とみられるが、柱は古様を帯び、礎石は造り出しの円座を備えるなど、前身建物の柱や仏殿・法堂の礎石を転用して建築された可能性も考えられる。梵鐘は、開山時代に鴨川から引き上げた六条河原院の古鐘といい、陀羅尼の鐘とも称する。

小鐘楼は法堂の北東隅に設けられ、殿鐘楼ともいう。一間四方、妻入の小規模で簡素な形式の鐘楼である。柱は四方内転びとし、飛貫より下部は豎板張とし、東正面に撞木用の小窓と板戸口、西面に花頭窓を設ける。大鐘楼と同様の形式としているが、板壁を用いる点や組物に相違が見られる。明治期の文書では寛文十二年（一六七二）の建築と記されており、細部様式の面からもこの頃のものと考えられる。また、旧鐘には、僧堂にあった殿鐘を寛文九年に改鑄し、鐘楼を新設した旨の鐘銘があったと伝えるが、現在の鐘は昭

和に鑄造されたものである。

樂神廟は浴室の北側に位置し、西面して建つ。鎮守堂で、かつては明星堂とも称した。榮西禪師の母が吉備津神社の樂の社を参詣したところ、夢に明星を見て禪師を授かったことに因んで設けられたという。見世棚造の社殿としては、前室付とする点、脇障子を設ける点などに特徴がある。細部の様式から江戸時代前期の建築とみられる。また、「都名所図会」等の描写からは、かつてはこけら葺であった可能性が示唆される。

西門は境内の西端、大和大路に面して設けられる。桁行頭貫上の異形の墓股など、一部特徴的な形式をもつ。明治期の文書には文化年間改造と記されており、現在の建物はこの時に建築されたものとみられる。

北門は庫裏の東方、花見小路に面して北面して建つ。本柱上に冠木を渡す形式の一間高麗門で、装飾的な部材をほとんど用いない簡素な建物である。近世期には、境内の北東にも塔頭寺院が広がり、この場所に門は設けられておらず、この建物は、境内の南西隅、大和大路に面して設けられていた旧南門（惣門）を、明治以降に移築したものとみられる。明治期の文書によれば寛永年間の建築と伝える。

向唐門は方丈前門で、方丈前庭の南側中央に南面して建つ。禅宗様を基本とする向唐門で、頭貫と虹梁の間に牡丹唐草の彫刻を用いるなど、比較的華やかな建物である。明治期の文書によれば寛文年間の建築と伝える。もとはこけら葺であったと考えられるが、後に棧瓦葺に改められ、平成二十一年の修理時に銅板葺に改められた。かつては法堂と方丈の接続を介する建物であったことが判明している。

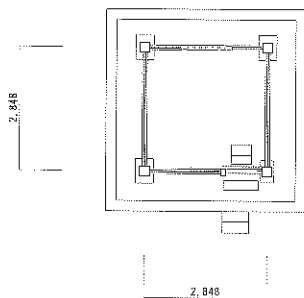
庫裏は方丈の東に位置し、南面して建つ。妻を正面とする一般的な形式の禅宗庫裏で、五山寺院に相応しい大規模なものである。妻面は、東上に三斗実肘木を配し、上部を二重虹梁葺股、両脇を海老虹梁、東間は一連の横長の格子窓としており、それらの構成は整ったもので、優れた意匠を呈している。内部は、大きく三分でき、正面寄りを土間と畳間二室、中央は横長の板間とし、背面寄りには二十七畳大をはじめとする畳間九室を設けている。畳間・板間には棹縁天井を設け、畳間の多くには長押を廻す。土間上部には越屋根の煙出しを設ける。



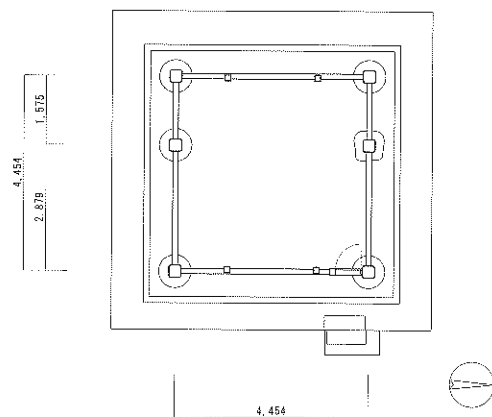
小鐘楼



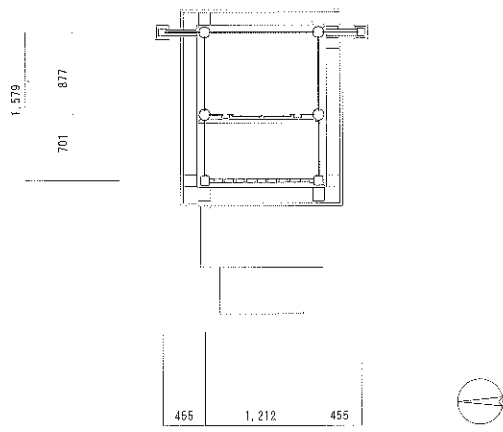
大鐘楼



小鐘楼 平面図



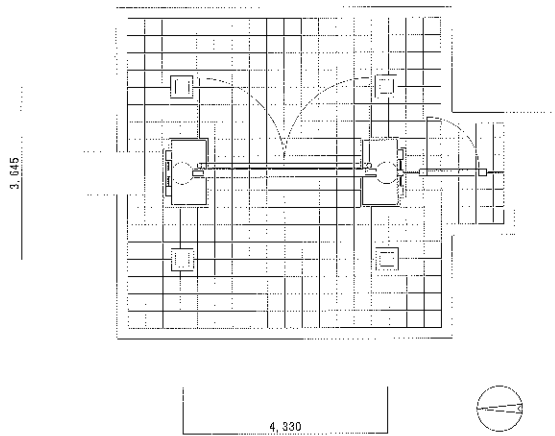
大鐘楼 平面図



楽神廟 平面図



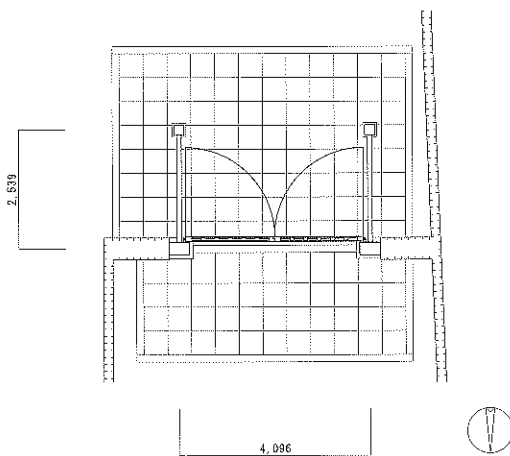
楽神廟



西門 平面図



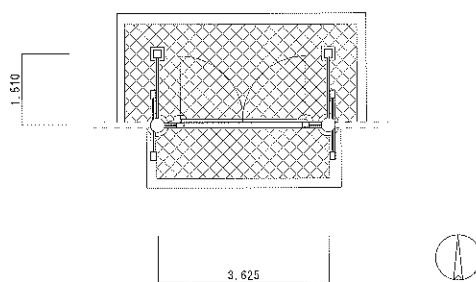
西門



北門 平面図



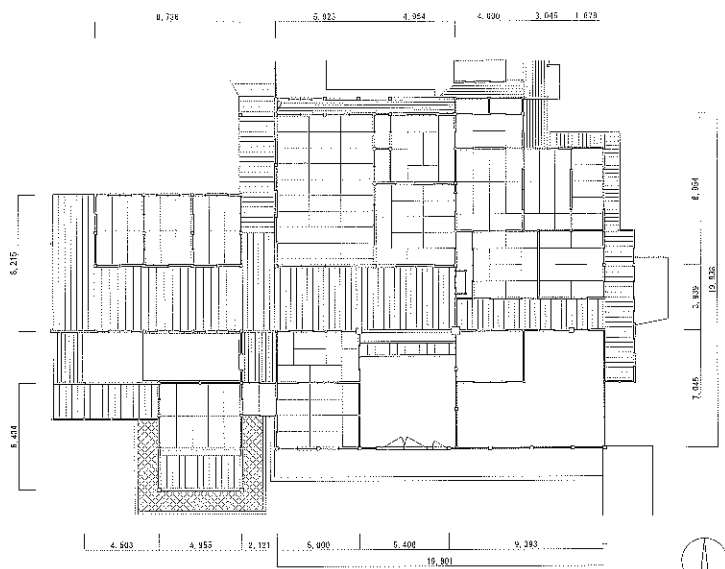
北門



向唐門 平面図



向唐門



庫裏・大玄関・廊下 平面図

祈禱札の記述から、文化十一年（一八一四）に建築されたものと考えられる。その後、明治以降に、東面を一間分拡張し、一連の屋根として葺き降ろしたことが「寺地画図」の記述などから判明する。近年に、土間の東半部分や、東半の板間・畳間の境界部分の間仕切り位置等、改造が行われているが、外観や西半部分については比較的良好に当初の形式を残している。

庫裏の西側、方丈との間には、南側に大玄関、その北に中坪を介して廊下（廊下）が設けられる。大玄関は式台と畳間からなり、東西に廊下を設けて庫裏・方丈と接続する。廊下は南半を板間、北半を畳間とし、板間部分が庫裏・方丈と接続する。大玄関は庫裏と同時期に建築されたもの、廊下は庫裏に遅れて建築されたものと考えられる。なお、玄関はもとこけら葺で、旧軒付が残存している。

五山寺院・臨済宗本山寺院の庫裏で近世に遡るものとしては、大徳寺庫裏〔寛永十三年（一六三六）・重要文化財〕、妙心寺庫裏〔承応二年（一六五三）・重



庫裏 正面



庫裏 大玄関

要文化財〕、相国寺庫裏〔文化四年（一八〇七）・府指定文化財〕が残されている。建仁寺の庫裏は、これらに次ぐ年代のものであり、その梁行の規模は最大である。

以上、九棟の建物を概観した。これらの建物は天文の戦乱によって主要伽藍が焼失した後、近世期に資金調達に苦慮する状況にありながら長期的な計画のもと、可能なものから順次建築されてきた。そのうち、法堂・浴室・大鐘楼・楽神廟・西門・北門・庫裏は中世以来伝統の伽藍配置を意識しながら再建され、小鐘楼・向唐門は近世において初めて設けられた。また、西門が中世以来の境内の範囲を示しながら、北門は境内の中で移築が行われているなど、境内地構成は近世に大きく変化した。すなわち、近世に建築された建仁寺のこれらの建物は、建仁寺の伽藍や境内構成、さらには周辺地域の変遷を考える上において、極めて重要である。さらに、洗練された意匠をもつ法堂・浴室・庫裏など、個々の建物の価値についても特筆され、その建立の経過の多くが判明する点においても高く評価されよう。

（村田典彦）

齋神いつき社

一棟（指定）

綾部市下原町布毛
宗教法人 齋神社

本殿（二棟） 一間社流造、長板仮葺

建築年代 室町時代中期

京都府中丹地域の山間部、綾部市山家は、丹波高地の三国岳に水源を発する由良川と、綾部市の東部、福井県境近くに水源を発する上林川が合流する地点にあたる。このあたりは由良川が深く谷底を浸食し河岸段丘の発達が著しく、その段丘上に集落が形成されている。その由良川左岸、段丘上の水田に囲まれた社叢の中に齋神社は鎮座する。

齋神社は旧下原村の産土神であり、旧村社であった。創立及び沿革の詳細は不明であるが、『丹波志』『寛政六年（一七九四）』によれば「上原村明神ト同シ 麻呂子親王此所ニ休玉ヲ祭ル」と伝えられる。境内は南側に鳥居を設け中央を空地とし、その東側に社務所を、西側の石垣で一段高くなった場所に本殿と摂社天満宮社を配する。

本殿は祭神として経津主命と武甕槌命の二柱を祀る。覆屋内に建つ一間社流造の社殿で、屋根を長板仮葺とする。身舎内部には間仕切りを設けて内陣と外陣に画し、外部は正面と両側面の三方に樽縁を廻し、正面に木階を構える。軸部は身舎柱を円柱とし、背面の身舎柱には粽及び礎盤を備える。四周に腰貫を組み、柱頭は頭貫で固め、長押は四周に切目長押と内法長押を廻す。庇柱は面取りの方柱で、足固めで身舎柱と繋ぎ、庇柱間には頭貫を組む。身舎柱と庇柱間には繫梁を用いず、手挟を付ける。

組物は身舎・庇とも三斗組で、身舎では頭貫端部を肘木形にのばし連三斗を受ける。庇では頭貫端部に木鼻を造り、表面には植物文様、裏面には渦文を彫り、連三斗を受ける。身舎の実肘木は桁行・梁行とも柱間を一材で引き通し、梁行の実肘木については妻虹梁から造り出す。桁行の実肘木両端には繰形を付ける。庇の実肘木も柱間を一材で引き通し、両端には繰形を付ける。



齋神社 境内

正面の軒は地垂木、打越垂木及び飛檐垂木、背面は地垂木及び飛檐垂木で、いずれも繁垂木とする。

妻飾りは虹梁大瓶束とし、大瓶束頂部に拳鼻付き肘木を置き、その上に三斗を設け、実肘木を介して化粧棟木を受ける。

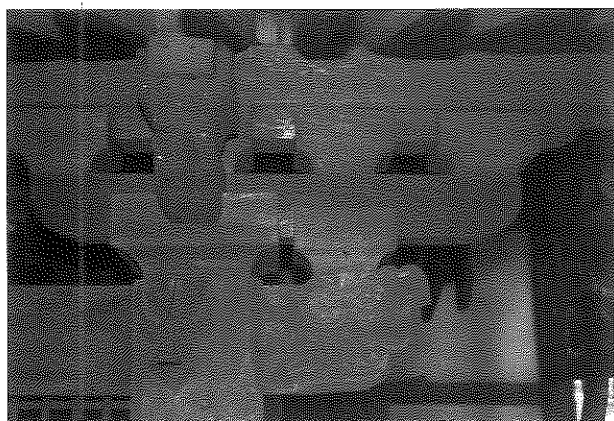
縁廻り等には一部改造が見られるものの、痕跡から旧状を窺うことができ、うえ、軸部など主要部材の保存状況は良好で、全体的に建立時の姿をいままに残している。

建物の沿革については資料を欠くが、細部形式などから建立が中世に遡ることは明らかである。時代性をよく示すのは、庇部分の柱をはじめ各部材を大面取りとするほか、庇桁の反りが大きく、打越垂木・飛檐垂木にも反りを付けている点や、内外障境板戸の裏面に見られる槍鉋の刃痕などである。これらに加え、庇頭貫木鼻の植物文様の彫刻や妻大瓶束結綿の特徴などを考慮すると、室町時代中期の建立になるとみられる。

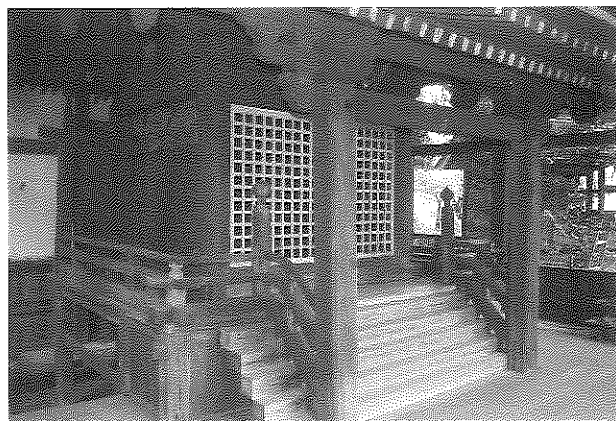
丹波地方には、中世の神社本殿遺構が十数棟確認されており、それらの多くは保守的な形式技法を踏襲する傾向を示すことが知られている。しかし、齋神社本殿は、その流れの中にあつて、いくつかの特徴的な形式をみせる。以下、丹波地方における他の中世流造神社本殿遺構と比較し、その特質を明らかにしたい。

齋神社本殿は、その細部に禅宗様が看取される。この地方の神社建築で禅宗様を取り入れる早い例は、石田神社境内社恵比須神社本殿〔綾部市・延慶四年（一三二一）・重要文化財〕、梅田神社本殿〔亀岡市・建武五年（一三三八）・重要文化財〕、八幡神社本殿〔綾部市淵垣・康安二年（一三四三）・元文四年（一七三九）再建・府登録文化財〕が知られるが、これらは妻の虹梁大瓶束や木鼻などにその影響がみられるのみのものである。齋神社本殿ではさらに、身舎柱に棕及び礎盤を備え、実肘木を用いており、禅宗様のより強い導入が図られている。また、身舎組物に皿斗を備える点も注目される。同様に皿斗を備える遺例は、室町中期以前では春日神社本殿〔南丹市・室町前期・重文〕があるのみであり、進取の気性に富む建物といえよう。

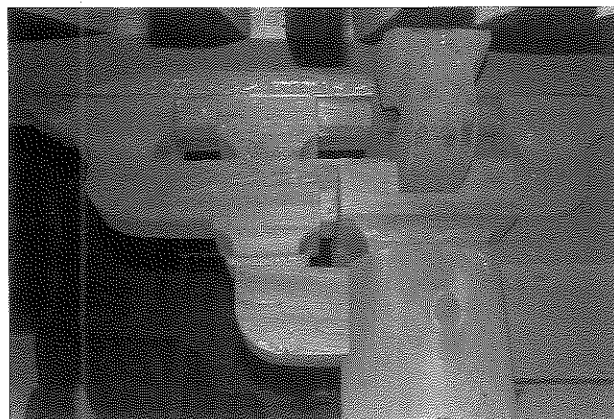
実肘木に注目すると、身舎柱間に一材で引き通す例は、長谷寺妙見堂〔兵庫県篠山市・室町中期・重文〕、九手神社本殿〔京丹波町・明応七（一四九八）・



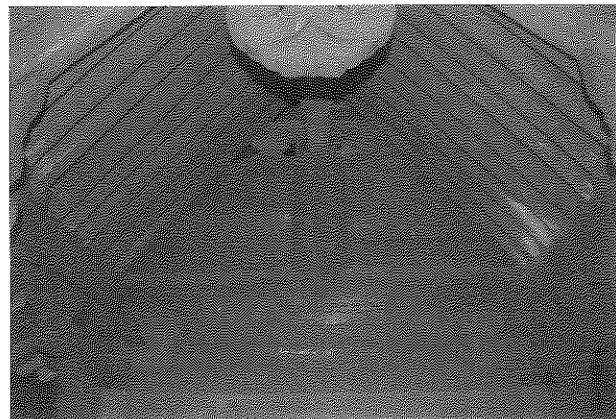
庇組物



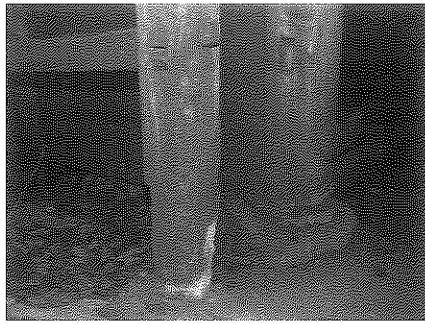
正側面



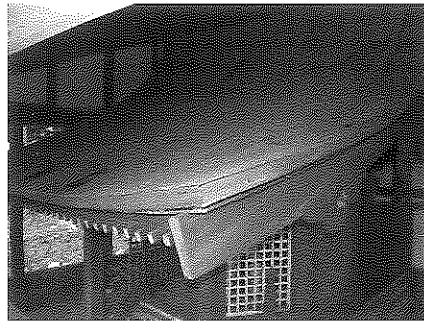
身舎組物



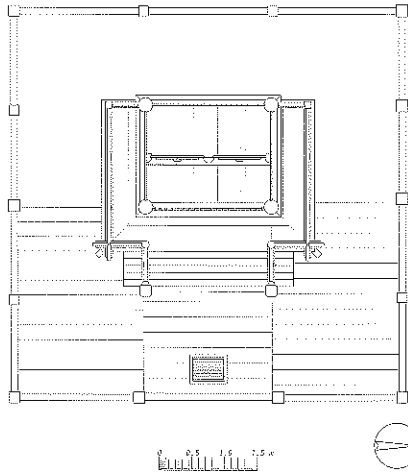
妻飾り



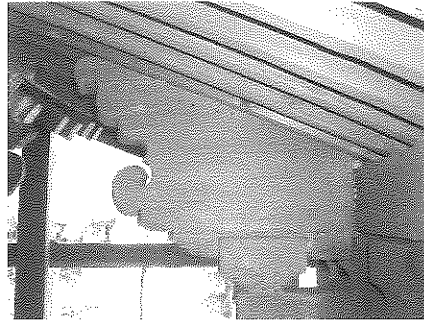
背面身舎柱粽及び礎盤



屋根



齋神社本殿 平面図



底手挟

重要文化財「武尾神社本殿」〔南丹市・元龜二（一五七二）・府登録文化財〕と僅かながら見られるのみである。さらに、梁行において虹梁から造り出す例や、庇でも一材で引き通す例は齋神社本殿の他には知られない。そのほか、身舎と庇に繋梁を用いず手挟を設ける点なども、稀有な形式といえる。このように、齋神社本殿は当代の丹波地方にあつていくつかの特異な形式を備えている。

齋神社本殿は中世に遡る数少ない神社本殿遺構の一つとして貴重である。さらに、特徴的な形式を備える点は丹波地方の神社本殿建築の様相をとらえる上で注目され、この建物が有する歴史的価値は極めて高い。

（村田典彦）

建物名称	所在地	指定 区分	築造年代			規模	身舎					庇					身舎庇 繋梁	手挟	装飾	
			和暦	西暦	拠拠		隔越物	実肘木	皿斗	頭貫木鼻	中備	組物	実肘木	皿斗	木鼻	中備				柱繋材
①石田神社境内社 北須神社本殿 (切妻・元祿造)	綾部市 (安国寺)	重文	延暦4	1311	棟札	三間社	出三斗	-	-	肘木	(正) 裏股 (副) - (仔) -								虹梁太懸束	
②愛宕神社本殿	亀岡市 (千歳)	重文	鎌倉後期			一間社	舟肘木	-	-		(正) - (副) - (仔) -									
③梅田神社本殿	亀岡市 (旭)	重文	建武5	1338	棟札	一間社	出三斗	-	-	肘木 端形	(正) 裏束 (副) 裏束 (仔) 直垂	出三斗	-	-	肘木	裏束	虹梁	水平梁	-	家又首
④八幡神社本殿	綾部市 (淵庭)	府登	康暦2 (元文4)	1343 (1739)	棟札 (棟札)	三間社	出三斗	○ (後補)	-	端形	(正) 裏股(後補) (副) 裏股(後補) (仔) 裏股(後補)	出三斗	○ (後補)	-	象鼻 (後補)	裏股 (後補)	虹梁	海老虹梁 (後補)	-	虹梁太懸束
⑤出雲大神宮本殿	亀岡市 (千歳)	重文	貞和2	1346	社伝	三間社	出三斗	○	○ (後補)	肘木	(正) 裏股 (副) 裏束 (仔) 直垂	出三斗	○	○	肘木	裏股	頭貫	-	○	家又首
⑥春日神社本殿	南丹市 (園部)	重文	室町前期			一間社	出三斗	○	○	肘木	(正) 裏股 (副) 裏束 (仔) -	出三斗	-	○	肘木	裏股	頭貫	水平梁	-	家又首
⑦大山祇神社本殿	南丹市 (園部)	重文	応永26	1419	簡神額墨書	一間社	舟肘木	-	-		(正) 裏股 (副) 裏束 (仔) 直垂	出三斗	-	-	肘木	裏股	頭貫	水平梁	-	家又首
⑧長谷寺妙見堂	篠山市 (兵庫泉)	重文	室町中期			一間社	出三斗	○ (一材引通)	-	肘木	(正) 裏股(後補) (副) 裏束 (仔) -	出三斗	-	-	肘木	裏股 (後補)	頭貫	水平梁	-	虹梁太懸束
⑨齋神社本殿	綾部市 (下坂)	府指	室町中期			一間社	出三斗	○ (一材引通)	○	肘木	(正) 裏股 (副) 裏束 (仔) 直垂	出三斗	○ (一材引通)	-	絵様端形	-	頭貫	-	○	虹梁太懸束
⑩九手神社本殿	京丹波町 (丹波)	重文	明応7	1498	棟札	三間社	出三斗	○ (一材引通)	-	肘木	(正) 裏股 (副) 裏束 (仔) 直垂	出三斗	-	-	肘木	裏股	頭貫	水平梁	○	家又首
⑪烏田神社本殿	福知山市 (畑中)	重文	文亀2	1502	内法貫墨書	三間社	出三斗	○	-	絵様端形	(正) 裏股 (副) 裏束 (仔) 直垂	出三斗	○	-	絵様端形	-	頭貫	水平梁	○	家又首
⑫鹿島神社本殿	南丹市 (園部)	府指	永正6	1509	棟札	一間社	舟肘木	-	-		(正) 裏股 (副) 裏束 (仔) 直垂	出三斗	-	-	絵様端形 (後補)	裏股 (後補)	虹梁	水平梁	-	家又首
⑬藤田神社本殿	綾部市 (藤田)	府指	永禄9	1566	役所手拍	五間社	出三斗	○	-	肘木	(正) 裏股 (副) 裏束 (仔) 直垂	出三斗	-	○ (後補)	象鼻 (後補)	-	虹梁 (後補)	水平梁	○	家又首
⑭荒井神社本殿	南丹市 (八木)	府登	永禄9	1566	神社取調帳	一間社	出三斗	○	-	-	(正) 裏股 (副) 裏束 (仔) 直垂	出三斗	-	-	絵様端形	裏股 (後補)	頭貫	水平梁	-	家又首
⑮住吉神社本殿	南丹市 (八木)	府登	永禄10	1567	船井部誌	一間社	出三斗	○	○	肘木	(正) 裏股 (副) 裏束 (仔) 直垂	出三斗	-	-	絵様端形	裏股	頭貫	水平梁	-	家又首
⑯武尾神社本殿	南丹市 (園部)	府登	元龜2	1571	船井部誌	一間社	出三斗	○ (一材引通)	-	絵様端形	(正) 裏股 (副) 裏束 (仔) 直垂	出三斗	-	-	絵様端形	-	頭貫	海老虹梁	-	家又首
⑰松尾神社本殿	亀岡市 (旭)	府登	室町後期			一間社	出三斗	-	-	肘木	(正) 裏股 (副) 裏束 (仔) 直垂	出三斗	-	-	-	-	-	水平梁	-	家又首
⑱神野神社本殿	水上町 (兵庫泉)	県指	室町後期			一間社	出三斗	-	-	絵様端形	(正) 裏股 (副) 裏束 (仔) 直垂	出三斗	-	-	絵様端形	-	頭貫	水平梁	-	家又首

丹波地方における中世流造神社本殿遺構一覧表

美術工芸品

絹本着色 弥勒下生变相図
けんぼんちやくしよくみろくげしやうへんそうず

「画文翰待詔李晟、至元三十一年甲午」等の銘がある

一幅（絵画・指定）

京都市左京区岩倉幡枝町九十一
 宗教法人妙満寺（京都国立博物館寄託）

法 量 縦 一二七・二センチメートル 横 一一九・〇センチメートル
 品質構造 絹本着色掛幅装（一副一鋪）
 時代 至元三十一年・忠烈王二十年（一二九四） 高麗時代
 記録（画面最上部朱地方形区画内金泥書）
 「弥勒如来下生之圖」

（如来右脇〈向かつて左〉供養菩薩頭上朱地短冊形金泥書）
 「味供養」「茶供養」「燈供養」「宝供養」「菓供養」
 （如来左脇供養菩薩頭上朱地短冊形金泥書）
 「花手供養」「幢手供養」「鬚手供養」「香手供養」「衣手供養」
 （弥勒仏足下供物台上朱地短冊形金泥書）
 「帝釋奉獻」「僧伽梨衣」「諸施主所獻」「僧伽梨衣」「龍男女所獻」
 僧伽梨衣」
 （画面中央宝塔周圍朱地短冊形金泥書）
 「樂音東西俱作」「行道之庭」「黄金宝塔高」「至切利夫光」「明無幽不燭」
 （脇侍菩薩足下剃髮人物金泥添書）
 「慈氏父修梵摩」「慈氏母摩訶提」
 （門額朱地金泥書）
 「此殿内、有金鐘、時自鳴」
 （画面最下部方形屏朱地金泥書）

図 様

「龍華會圖」施主比丘 慈船、同願比丘 希忍、畫文翰待詔李晟
 至元三十一年甲午」
 （画面右下墨書）

「文翰待詔臣李 晟畫」

中央に弥勒仏と脇侍菩薩が踏割蓮華を踏んで倚座しており、その周囲に供養菩薩十体、諸天部形像・神將形像・僧形像（梵天・帝釈天・四天王・八部衆・十大弟子か）が左右十二体ずつ配される。三尊の上部には天蓋が描かれ、天蓋の下には飛雲に乗った化仏と奏樂天女が左右五体ずつ飛来する。弥勒仏の頭上からは瑞雲が立ちのぼり、頭上の天蓋の下で渦を巻いて左右に二条ずつに分かれる。背後には菩提樹と巨大な堂舎が屹立する。弥勒仏足下には、供物台と宝塔があり、その左右に分かれて龍に乗った男女、剃髪する男女、供奉する男女が描かれる。欄干の下には馬と象に引かれる宝車、また城壁の前には、向かつて左に宝車を担ぐ人々と掃除をする人々、向かつて右には、収穫する人々と岩窟内に座する人が描かれる。城門の前には香炉を置いた卓机を中心として、貴人の男女が左右に並ぶ。城壁前方は、波立つ水面が描かれ、龍頭鰐首が左右一隻ずつ浮かんでおり、男女分かれて乗船している。

現在岩倉の地に伽藍を構える妙満寺は、康応元年（一二八九）開祖日什が六条坊門室町の地に開いたと伝える顕本法華宗の本山である。秀吉の時代に寺町二条に移されたといひ、昭和四十三年に現在の岩倉の地に移転した。

本作がいつ妙満寺にもたらされたかは定かではないが、箱蓋裏には古筆鑑定家大倉好斎（一七九五～一八六二）による「古昔庵好斎謹記」との箱書きがあり、遅くとも幕末までに日本にもたらされていたことは確かである。

本図に描かれるのは、釈迦入滅後五十六億七千万年の後、龍華樹下で成道し、説法する弥勒如来の下生の姿である。『弥勒下生経』または『弥勒大成仏経』に基づいて、画面上半に説法する弥勒如来と参集した諸菩薩・諸天部等が描

かれ、下半には弥勒の父母の剃髪出家を中心として、弥勒の功德を称える説話的な場面が表わされる。それぞれのモチーフは縦長の画面に左右対称性を意識して緊密に配置され、無駄のない構図を生みだしている。弥勒の肉身を初めとして多用される金泥と、赤と緑を基調とした厚手の彩色は、構図の緊密さと相まって画面に重厚感と荘厳性をもたらしている。

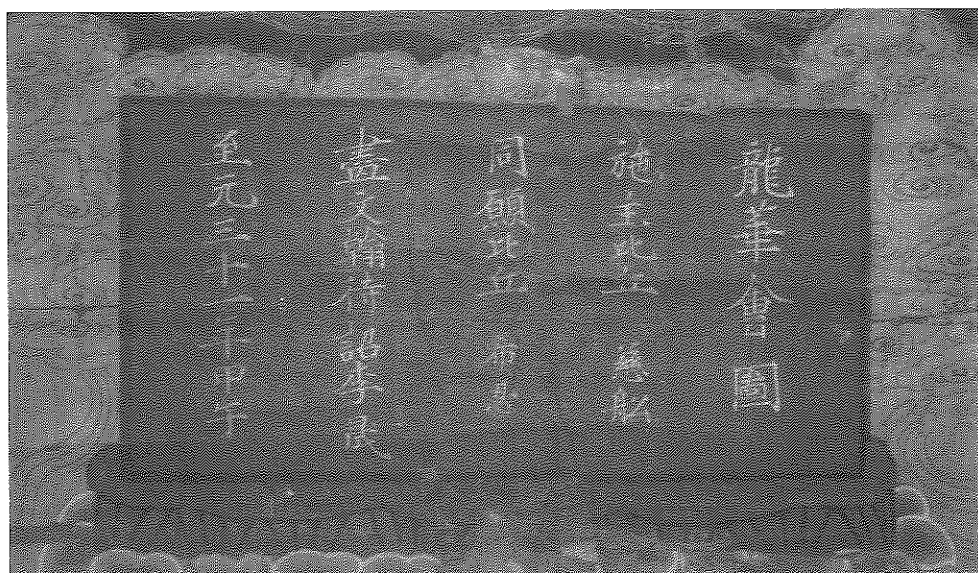
高麗における弥勒信仰の記録として、忠烈王二十七年・二十八年（一三〇一・一三〇二）に広明寺に「龍華會」を設けた記事が、高麗史卷三十二に見えることが指摘されている。これら忠烈王時代の弥勒信仰の存在を示すであろう法会が行なわれた時期は、本図の制作時期と時代的に近接している。弥勒信仰を示す遺品としては、他に弥勒下生變相図が二作例知られている。十四世紀前半制作と考えられている知恩院所蔵本と、至正十年（一三五〇）の銘を持つ和歌山親王院所蔵本である。両者は大きさもほぼ同じで（縦一七一・一七八センチメートル）、いずれも類似した図様を持つが、弥勒の肉身を、前者が淡紅色で描くのに対し、後者は金泥で描くなど相違点もある。本図と比較すると、モチーフや文様など多くの点で類似を見せるが、画面最下部に広がる波打つ水面とそこに浮かぶ船の描写は、知恩院本・親王院本には見当たらない。また、各所に配された朱地金泥書の題書も、親王院本の画面左下に制作年や施主の銘がある以外は見当たらない。その意味で本図は、図像的にも資料的にも最も豊かな内容を持つ大作である。

さらに、本作が注目されるのは、画面最下部に書かれた金泥銘から、至元三十一年（一二九四）に高麗の宮廷画家李晟によって描かれたことが判明する点である。年代の判明する十三世紀の高麗仏画としては、諸家に分蔵される一二三五・三六年の五百羅漢図と、島津家旧蔵の至元二十三年（一二八六）銘阿弥陀如来図とがこれまで知られていた。本作はそれらに次ぐ作品であり、かつ宮廷画家の制作であることが確実な最古作といえる。

このように本図は、高麗の宮廷画家によって描かれた弥勒下生變相図の優品として、また、高麗仏画の中でも年代と画家の判明する基準的な作例として極めて貴重なものである。

（筒井忠仁）

参考文献 『日蓮と法華の名宝』 京都国立博物館 二〇〇九年



画面最下部銘文



絹本著色弥勒下生变相図

けんほんちやくしよくきどうちくぐぞう
絹本着色 虚堂智愚像

咸淳改元冬十二月の自賛がある

一幅（絵画・指定）

京都市北区紫野大徳寺町八十一の一

宗教法人瑞峯院

法 量 縦 一一三・〇センチメートル 横 五六・五センチメートル

品質構造 絹本着色掛幅装（一副一鋪）

時代 咸淳元年（一二六五） 南宋時代

記 録 （図上賛文）

「霜嚴氣冽山空月

明酒養有得剗削

不平拈起則佛祖

不識放下也草木

爭榮捩到凌霄八

十二誰知名重

九重城咽

西寮衆老郎繪

予陋象請賛咸

淳改元冬十二月

虚堂叟為之書」

（朱文二重方形印）

□□（虚堂カ）

図 様

全身像。衲衣に袈裟をまとい、右手に竹篋を持ち、左手は指を伸ばして膝に置き、裳先、両袖を台下に垂下し、向かって右斜めを向いて法被を掛けた曲縁に坐す。顔は両目を開いて前方を見つめ、白髪混じりの鬢髪、口髭、顎鬚は、細い墨線と白い線の毛描

きにより表わされる。衲衣は薄黄土の無地、袈裟は条葉部が青無地、田相部は薄茶の無地、環は茶色の斑模様で龍甲を表現したかと思われる。法被は青地に白の八曜紋散らし、縁は青地に白の雷文繫ぎ、裏地は青無地である。足下に沓台があり、台上の沓は間をあけて足先を開いて置かれている。図上に賛文が墨書される。

虚堂智愚は、運菴普嚴の法嗣で、育王山、径山など中国の名刹を歴住した中国南宋時代の禅僧である。日本の大応国師南浦紹明が入宋時に師事しており、南浦の弟子で大徳寺を開いた大燈国師、その弟子で妙心寺を開いた関山慧玄らのいわゆる「応・燈・関」の流れの祖師にあたる人物として、大徳寺派・妙心寺派の臨済禅において重要な位置を占める。そのため、禅との結びつきを深めた茶の湯の世界において、その墨蹟は極めて珍重される。また、一休宗純が自らを虚堂智愚の法系と位置づけ私淑したことでも知られる。本作は、その虚堂智愚の自賛の頂相である。大徳寺塔頭瑞峯院に「流れ虚堂」の名称で伝来し、寺伝では、大友宗麟により寄進されたという。

画面には、曲糸に坐して斜め前方を向く虚堂の姿が大きく描かれる。顔は、太さを巧みに変えながら用いられる墨線によって、張り出した頬骨、眼窩の窪み、丸い鼻、顎の弛みなど容貌の特徴を丁寧に描き出されている。特に目尻の皺や瞳の虹彩、細い睫毛などの描写は、柔らかさと緻密さを兼ね備えている。鬢髪、口髭、顎鬚は、一本一本の線の濃淡・肥瘦を細かく変化させた墨線と白線を交互に配して白髪交じりの様子を表す。結び合わされた唇は、輪郭を極薄い墨線で捉えながら、色を塗り込めるように配するのではなく、淡く量かしながら施すことで、立体感と質感を表現している。鼻の丸みは、単純な輪郭線で表されるが、巧みに量感が表出されている。一方衣は、肥瘦の少ない線を用いて、やや荒い筆致によって描かれており、折り返し部などにわずかに墨で隈取を施している。

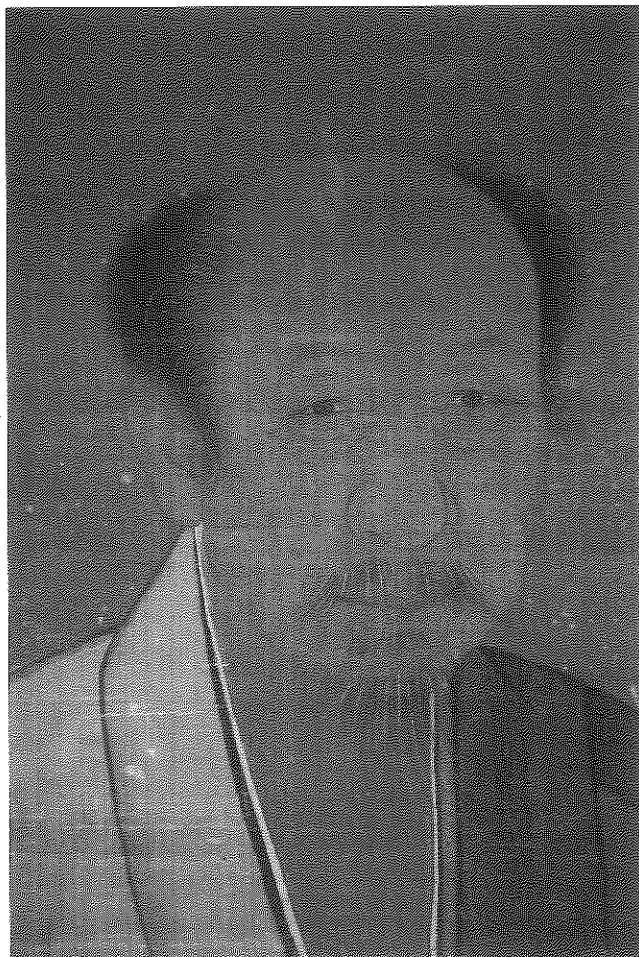
特色ある書体で墨書された賛文の内容は、『虚堂和尚語録』続輯卷之十の真

賛の項に採録されているものである。ただし、語録で「捱到凌霄八十四」と年齢が記されるところは、賛文では「捱到凌霄八十二」となっている。「西寮」は、『虚堂録抄』などによれば、径山万寿寺の行者の居所にあたる行堂であるという。「衆老郎」はあるいは虚堂に近侍した行者の一人かとも推測されるが、他の事績は知られず、詳細は不明である。

虚堂智愚存生時に描かれた肖像としては、妙心寺所蔵本（重要文化財）と大徳寺所蔵本（重要文化財）が現存している。いずれも自賛が付されており、妙心寺本は宝祐六年（一二五八）、大徳寺本は本作と同じ咸淳元年（一二六五）の制作になる。妙心寺本は、極めて太い墨線をゆったりと引いて衣文を表し、衣褶線の描写や隈取の処理などに荒々しい筆触を見せるが、面部は、細線で丁寧に描いて対比を見せている。本作は、これと比較して、張り出した頬骨や鋭い眦など、諸特徴の表現に類似を見せ、描写の細緻さや、容貌の特徴の巧みな表出など技術的な点においても決して遜色がないことが指摘できる。建長寺から北条氏、豊臣秀吉、千利休と伝来し、利休から大徳寺に寄進されたことで知られる大徳寺本は、法被の文様の華麗な表現まで保存がよく、伝来の経緯が明らかにもあり、虚堂自賛の頂相の基準的な作例として認められているものである。この大徳寺本の賛文の書体は、虚堂の書の中では、整った姿と落ち着いた筆勢を見せているのが特徴で、その点、本作の賛は共通するものを見せている。

本作は、これらと描写の内容において比肩しうるものであり、優れた表現力を持つ南宋人物画の水準をよく伝えている貴重な作例であるといえる。大きな損傷を被ったためか、保存状態が必ずしも良いとは言えないが、虚堂智愚の自賛を有する肖像画として、指定に値する。
（筒井忠仁）

参考文献 『大徳寺墨蹟全集 第一巻』毎日新聞社 一九八四年



面部



絹本著色虛堂智愚像

木造十一面観音坐像

一 軀

「建保六年 九月二日奉造立」 「大仏師僧壽賢」等の銘がある

木造 不動明王 立像
毘沙門天

二 軀

(彫刻・指定)
舞鶴市字万願寺二九一ノ一
宗教法人満願寺

法 量

(単位…センチメートル)

(木造十一面観音坐像)

像高(仏頂面より) 一三五・一 髪際高

髻頂—顎 四三・七 面長

面幅 二三・一

膝張 九〇・五 膝奥

(不動明王立像)

像高 一〇〇・四 髪際高

頭長(頂—顎) 一六・六 面長

面幅 九・九 肘張

(毘沙門天立像)

像高 一〇八・五 髪際高

頭長(頂—顎) 二二・〇 面長

面幅 九・七 肘張

形 状 (木造十一面観音坐像)

垂髻。環状の髪束を地髪部の五方に伏せ、髻頂に元結紐一条をあらわす。頭髮は背面の一部を平彫りとするほかは、毛筋彫りとし、束ね目をあらわす。鬘髪二条耳をわたる。天冠台は、紐一条で挟ん

だ連珠文帯の上に列弁文帯、花形を重ねる。髻頂に仏面、地髪部中央部に伏せた垂髻環状髪束の正面(菩薩面)と左側(瞋怒面)、右側(狗牙上出面)及び天冠台内側の地髪部の七箇所(正面左より、菩薩面、瞋怒面、瞋怒面、大笑面(背面)、狗牙上出面、狗牙上出面、菩薩面)に頭上面合わせて十面を置き、髻正面の地髪部に化仏立像をあらわす。白毫相をあらわし、耳朶環状、三道彫出。左手屈臂、左胸やや外側で水瓶を執り、右手肘を軽く曲げて垂下、右足脛上辺で掌を上に向け第五指を伸ばし、他指を軽く曲げる。条帛・天衣をかけ、裙(折返し付き)・腰布を着け、右足を外にして結跏趺坐する。

(不動明王立像)

頭頂に八沙髻を戴く。巻髻。弁髪左耳後に垂らし、三条左肩に掛り、根元に結節を巻く。頭部背面は髪十条を短く垂らす。耳朶環状。額に隆起した三条の皺。眉根を寄せて盛り上げる。両眼開き、上歯列(二牙四齒)で下唇を噛む。鼻孔浅く彫る。顎下に三道彫出。左手屈臂して絹索を執り、右手は肘を軽く曲げて腰に当て、剣を執る。条帛・裙・腰布を着け、腰を右に大きく張り出し、上体を左に傾けて右斜め前方に顔を向けて立つ。条帛は左肩から右腹に斜めに掛ける。左肩を覆う条帛上層分の一は胸前において斜めにわたる条帛の上端から内側に折り込み、同下端からあらわれて垂下する。裙は左前に打ち合わせて腹前で結び合わせ、腰布は左前に打ち合わせて腰で折り返す。

(毘沙門天立像)

螺髻を結び、根元に元結紐一条をあらわす。髻前面に雲型飾りを付す。額に隆起した二条の皺。眉根を寄せて盛り上げる。瞋目。開口し、上歯列を見せる。鼻孔浅く彫る。右手は肘を曲げ、上方に掲げて戟を執り、左手は屈臂して掌を上に向けて宝塔を載せる。領巾、胸甲、甲締具、表甲、前楯、腰帶、天衣、裙、袴、籠手、脛当、沓を彫出する。両肩に肩喰、腹部に帶喰をあらわす。

品質構造（木造十一面觀音坐像）

ヒノキか。一木造り。古色塗り。

髻頂から地付きに至る頭体幹部は木芯を前方に外した一材から彫出し、上背部に水平に鋸を入れた後、その上方を両耳を通る線で割矧ぎ、頭体幹部に内削りをほどこし、三道下で割首を行う。頭上面植付け。両腕は上膊部を幹部材から彫出し、両肩で割矧ぎ、前膊部と手首先をそれぞれ矧足す。体部背面には左右二材製の背板（内削りあり）を矧付ける。両脚部は前後二材製、各内削りをほどこし、後方材の上面に約五センチメートル厚の材を矧足す。両腰奥は各内外二材製。

表面は現状素地に古色塗りをほどこし、像内を素地とする。

（不動明王立像）

ヒノキか。寄木造り。玉眼嵌入。彩色。

構造は、彩色等のため詳細は不詳。内削りをほどこす。両手首から先、両足先をそれぞれ矧足す。

（毘沙門天立像）

ヒノキか。寄木造りか。玉眼嵌入。彩色。

構造は、彩色等のため詳細は不詳。内削りをほどこす。頸部は、割首乃至はさし首。両肩から先を矧足す。天衣は別材を釘で留める。背面裾先、両足先を矧足す。邪鬼、木彫一材製。

保存状況（木造十一面觀音坐像）

化仏、仏面、頭上面五個（上段〈髻の垂下した髪束に植付けけるもの〉右側分、下段〈天冠台内側の地髪部に植付けけるもの〉の化仏左右分、左斜め前方分、左斜め後方分）天冠台花形の諸処に矧付けられる小材、後頭部矧ぎ付け材（地髪部平彫り部分）、両耳朶中央部、白毫（木製）、左手第二指第二関節先、同第五指及びその下の手外側（手首まで）、右手先、左膝頭小材、裳先、表面古色、冠飾・冠繪（銅製）、華瓶（蓮華、銅製）、以上後補。頭上面上段正面及び左側分、化仏、天冠台花形等、

虫蝕により欠損。その他、両腕の肩付根の割矧ぎ線付近を始めとして、各所に虫蝕による損傷が認められる。

光背（輪光。柄付き）・台座（蓮華座〈大仏座〉）、各後補。

（不動明王立像）

条帛背面部の最下部別材、左足先第三・五指欠失。弁髪（結節、胸飾、光背、持物、彩色、以上後補。頭頂部を始めとして各所に虫蝕による欠損・損傷が認められる。右膝を始めとして、各所に表面彩色の剥落が見られる。

（毘沙門天立像）

天衣、冠飾、光背、持物、彩色、以上後補。面部を始めとして、各所に彩色の剥落が見られる。

時代

（木造十一面觀音坐像）建保六年（一二一八）鎌倉時代

（木造不動明王立像・毘沙門天立像）鎌倉時代

（木造十一面觀音坐像両脚部像底墨書）

「建保六年 戊寅 九月二日

奉造立周半丈六

中奉籠自長

奉請十一面觀世

御体

願主丹後国満願寺

院主大法師僧弁円

当年六十九字覺王房

自今年七月廿三日午時

摸始同今月今日造立

生土山城国成年

比叡山楞嚴院

老年丹州満願寺住也

惣□無縁

法界平等

(為力)

利益□

也

(同像内左腰奥〈背板材〉墨書)

「大仏師僧寿賢」

満願寺は、天和三年（一六八三）八月の『紫雲山満願寺縁起』によれば、僧弁円が長谷観音の夢告により伽藍建立の願を立て、建保六年（一二二八）に丹後国守の助成を受けて開いたと伝える舞鶴市の古刹である。

本尊十一面観音坐像は、両脚部の像底に記された銘記から、満願寺院主大法師弁円を願主として建保六年（一二二八）七月二十三日から九月二日の間に造立されたものと判明する。また、像内背面に「大仏師僧寿賢」とあるのは、本像の制作者の銘記であると考えられる。ただし、比叡山に住したという弁円についても、仏師寿賢についても他に実績は知られず、詳細は不明である。なお、像底銘には、「中奉籠自長」、「奉請十一面観世」との記載があり、縁起の記述とあわせて、当初は長谷寺より奉請した十一面観音像が像内に奉籠されていたであろうと推測されている。像容は、両膝の衣文に翻波風の表現が見られ、やや古様を示しているともいえるが、側面観に見られる自然な形体の把握は、鎌倉彫刻の特徴を示している。

不動明王像と毘沙門天像は、中尊十一面観音坐像の納められた厨子の脇壇に安置される。向かって右に安置される不動明王像は、腰を右に大きく突き出しながら、上体を左に反らせる躍動的な姿で表されている。顔の眉根や頬の隆起した筋肉によって表された怒りの形相も、明快さを備えている。これら諸特徴は、鎌倉前期彫刻の優れた特色を良く示しており、慶派の作風に通じるものも観取される。向かって左に安置される毘沙門立天像も、均衡の取れ

た姿勢を示しながら腰を左に出し、上体を少し捻って、不動明王像と同様に動きのある姿を見せる。忿怒を表す顔の筋肉の表現なども似通っており、両者は一具の作と見てよいであろう。十一面観音坐像のやや保守的な作風とは異なるが、余り隔たらない時期に制作された鎌倉前期の作例と考えられる。平安後期頃から観音像の左右に不動明王像と毘沙門天像を配する安置法が見られ、本二尊像も、こうした信仰の隆盛に伴い、十一面観音坐像造立後程なくして制作された可能性が高い。

このように十一面観音坐像は、作者及び年代の判明する鎌倉前期の観音坐像の数少ない遺例として、不動明王像と毘沙門天像も、力強い表現と激しい動きによって鎌倉前期彫刻の優れた特徴をよく示す作例として、貴重なものである。

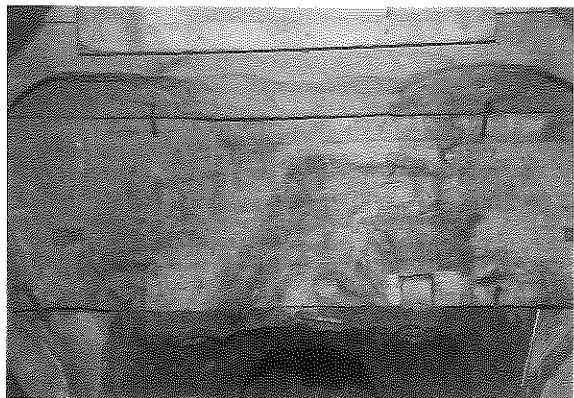
(筒井忠仁)

参考文献

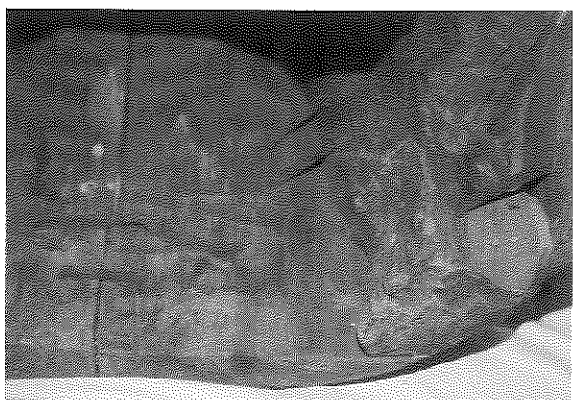
舞鶴市教育委員会編『舞鶴の文化財』舞鶴市 一九七三年（増補改訂版 一九八六年）

『日本彫刻史基礎資料集 鎌倉時代 造像銘記篇 三』中央公論

美術出版社 二〇〇五年



像底墨書



像内背面墨書



木造十一面観音坐像



木造毘沙門天立像



木造不動明王立像

亀山藩史料

一九八点（歴史資料・指定）

亀岡市安町野々神八番地

亀岡市（亀岡市文化資料館保管）

時 代 江戸時代～明治時代

亀山藩史料は、旧亀山藩の家臣たちの手によって保管されてきた、亀山藩の藩政史料、藩主家に関する記録、家臣たちの系譜や記録等からなる。

亀山藩は、丹波国桑田郡亀山に置かれた譜代藩である。亀山は、伊勢国亀山（現三重県）と区別するために、明治二年（一八六九）に亀岡と改称された。この地は、山陰方面からの京都への出入り口にあたり、交通・軍事上の要衝であることから、慶長一四年（一六〇九）に入封した岡部長盛以降、代々譜代大名が配置され、丹波地域の要となった。特に職務として京都火消し役を仰せ付けられており、京都警衛にも重要な役割を果たした。

亀山藩史料は、寛延元年（一七四八）に入封し、明治維新まで藩主であった形原松平家時代のものを中心としている。形原松平家は、徳川家康以前に成立していた、いわゆる十八松平家の一つで、一六世紀初頭に三河国宝飯郡形原（現蒲郡市）に居住したことにより家名とした。前任地は、丹波国篠山であり、亀山藩主であった青山家と交替する形となった。形原松平家は、松平信岑が寛延元年に五万石で入部し、以後八代にわたり亀山藩主を勤めた。

亀山藩史料は、亀山藩旧記方と呼ばれる部署で作成された藩の記録類、藩主家の系譜等松平家に関する史料、及び明治以降の秩禄処分とその後の家禄見直し請願運動の史料等で構成される。

旧記方は、江戸時代後期には設置が確認される部署で、主に藩に関する記録類の編纂作成にあたったと思われる。この部署の史料には、表紙に「旧記方」と記しているものが多い。旧記方に伝来した書類については、明治期に作成された目録「元旧記方書類」があり、現存する史料と対照することができ、五〇点の存在を確認した。そのなかでは、歴代藩主の記録である御代記のうち、

信直、信彰、信志、信正のものが伝存している。藩主の生誕から、家督相続、そして死去までの動向を日をおって記録したものである。

「御家中惣人数々改帳」は、明和三年（一七六六）から慶応二年（一八六六）までの、毎年の家臣の人数を、「知行」と「切米」とに分けて書き上げた文書である。本帳によると、明和三年には知行一六五人と切米三〇九人であったものが、慶応二年には知行一七八人と切米四四〇人に増加していることがわかる。さらに亀山に居る者と江戸詰の者の内訳を記す。

「年中行事」は、亀山藩の一年間の公的な行事を書き記したもので、冒頭に家臣団の参加する藩全体の行事を書き上げ、次に藩主個人の行事を日をおって記す。例えば元日の場合、「寅半刻御目覚、御湯、御膳等相済、御熨斗目御長上下被為召、御祠堂江被為入」とある。巻末には、参勤交代の諸事について記す。

また、家臣一三九家の系譜を記した「先祖書」一冊がまとまって残存している。明和二年（一七六五）に、各家からの差し出しをうけて編纂されたものである。各家の本貫地と松平家に仕えた年代、職務の動向を詳細に記載する。なお、分限帳は、高槻藩や篠山藩時代のものがあるが、亀山藩のものはない。後補表紙「亀山藩職員録」を付けた文政二年（一八二九）の史料から、職制が判明する。

その他、家臣の異動に関する記録「異例興廃集」や慶長から天明の武家諸法度を書き留めた「御制條」、大塩平八郎の乱の記録「大坂乱妨一件」などがある。

旧記方以外の史料としては、まず、寛政元年（一七八九）に制定された藩法「議定書」がある。形原家の家印を押した正本と、実務に用いた写本との二組（各乾坤二冊）が残る。京都府内で藩法典の存在が確認できるのは、現在のところ亀山藩だけである。内容は、寛保二年（一七四二）制定の幕府の公事方御定書に倣った領中刑律である。奥書に「右一書は、為領中刑律、再三改正之上議定畢、永相守此旨、役人之外不可許他見者也、」とあるように、城代や家老等の度々の協議により制定されたものである。

「公用案文」と題する史料は、亀山藩江戸藩邸から幕府に提出した公用書類の下書きの留帳である。そのなかには、亀山から幕府へ提出する書類も留められており、亀山での火災や水害等の様相や、家臣の出奔のような武士の動向をつかむことができる。冊子の下段約四分の一は空けられており、追記や注記を記す。必ず「執筆」と「改」として草稿にあたった者と、校訂した者との名前が記される。

京都火消し役関係の資料では、天明八年（一七八八）正月三〇日に発生した京都市大火のときの詳細な消防記録「禁裏御所方炎上御警衛一件」が残る。たまたま同年二月の火消し役当番であったため、亀山を出立し京都に向かっていた番頭奥平与三右衛門に続き、藩主信道も馬で駆け付け、二条城や御所の消火と、火災後の警衛に活躍した。二月中の京都警衛を経て、三月七日に亀山に帰着するまでの期間の詳細な記録である。なお、「形原家譜」によれば、明治三年（一八七〇）七月一七日に、京都防火役を解かれている。

形原松平家に関するものとしては、「十八松平」等の松平家の系譜や年代記、明治に編纂された「形原家譜」、最後の藩主である松平信正の漢詩漢文集や半生記「松平家随筆録」などがある。「形原家譜」は、第一冊を欠くが、篠山藩主松平信庸から信正に至る歴代の事績を、編年体で綴るものである。信正の半生記は、亀山で過ごした幼少期の学問や遊びのこと、幕末維新期の譜代藩主としての動向を生き活きと記述するもので、藩主の記録として興味深いものである。

また、儒学を初めとする学問を奨励した歴代藩主の意向を反映した成果として、「史徴」二四冊が挙げられる。「史徴」は、神武天皇から淳和天皇に至る編年体の歴史書である。これは信庸が、元禄一〇年（一六九七）に京都所司代に就任し、山陵修復事業に携わったことにより、諸書を蒐集し編纂したものである。実際の編纂に携わったのは、伊藤仁斎の高弟松崎蘭谷祐之である。松崎を引き継いだ奥平広業や中島漁らの校訂を経て、亀山藩に移ってから寛政一二年（一八〇〇）に刊行された。さらに文化七年（一八一〇）から一二年にかけて校訂が加えられた。なお、亀山藩史料中の「史徴」には、

全冊に「松平信正蔵書」の蔵書印が捺されており、藩主所蔵本であったことが知られる。その他家臣の手になる漢詩・漢文集や誹諧書等もみられる。

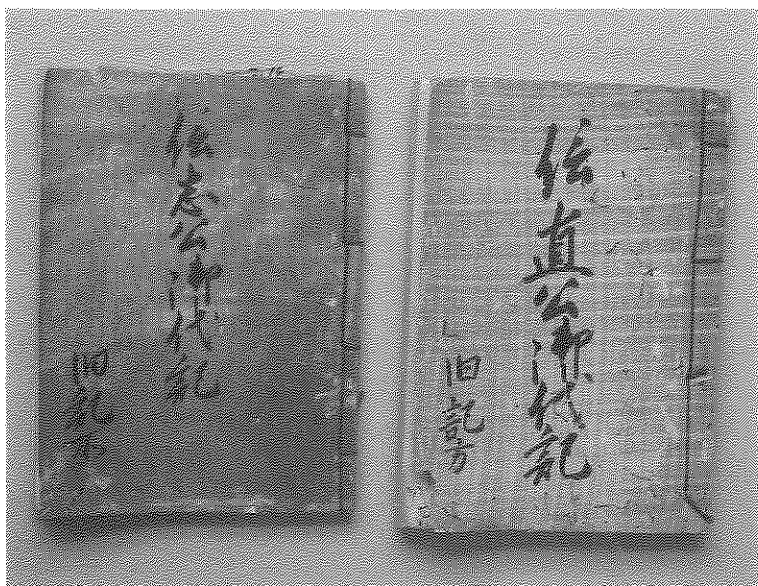
明治以降も亀岡に在住した旧家臣たちは、秩禄処分とそれに対する家禄相場見直し請願運動を続けたことから、この請願運動に関する史料がまとまって残されている。それは、政府の提示した丹波国の平均石代相場に比較して、亀岡の実勢相場が高く、相対的に家禄が少額になったことの見直しを請願する運動であった。「新古家禄取調帳」や「家禄奉還願」等も、秩禄処分に關わるものである。他の近代史料としては、「明治十年改正士族授産会社規則」等士族授産に關するもの、現亀岡市宇津根町域の鉄道建設に關する地図、松平家の財産処分の記録である「御宸筆御拝領物幕府并御先代様御書画御武器類取調記」などが注目される。これらは、明治以降も在地に留まった旧家臣達の動向を知ることのできる文書群として重要である。

なお、保津村に關する「青山忠重黒印状」や「保津村買徳地書上帳」の七点が含まれているが、これは、明治以降に混入したものであろう。亀山藩史料は、明治以降も亀岡にとどまった旧家臣たちの手元にあったもので、藩校の適訓堂が小学校（のちの亀岡小学校）となったことから、藩校の漢籍類などともに小学校に収められたと判断される。京都近郊の譜代藩である亀山藩の実態を明らかにする史料として貴重なものである。

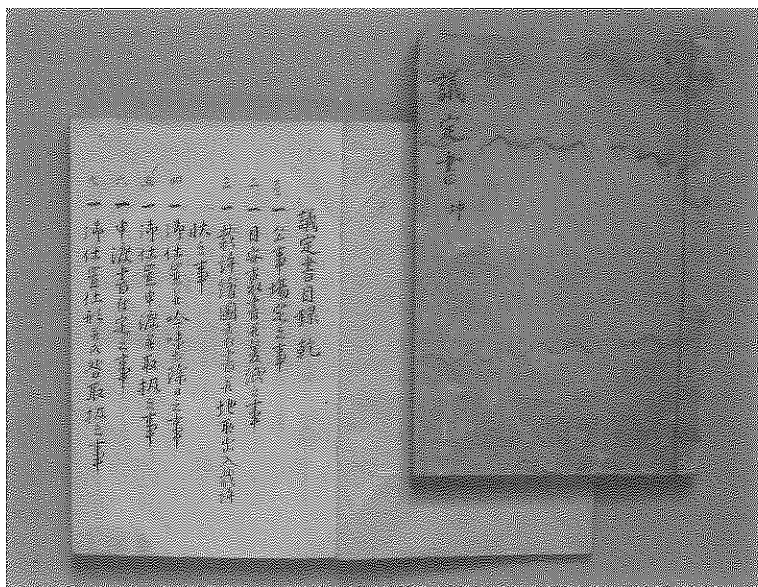
（田中淳一郎）



龜山藩資料
(亀岡市文化資料館提供)



信直公御代記・信志公御代記



議定書

あかさかいまいふんぼしゆつどひん
赤坂今井墳墓出土品

一括（考古資料・指定）

京丹後市峰山町杉谷八八九番地
京丹後市（京丹後市立丹後古代の里資料館保管）

内 訳 一 玉類（頭飾り・垂飾具）

一括（勾玉三〇個以上、
管玉一八二個以上）

一 土器残欠共

一括

一 鉄剣

一点

一 鉄刀

一点

一 鉄鉈

七点

一 鉄鏃

一点

一 石杵

一点

時 代 弥生時代

国指定史跡赤坂今井墳墓は、京丹後市峰山町赤坂小字ケビ・今井にある弥生時代後期後半に築造された、大型の墳墓である。丹後半島中央部に位置し、標高五五メートルの丘陵先端部に立地している。東西約三六メートル、南北約三九メートルの方形土壇状の墳丘を築き、周囲に幅五〜八メートルの平坦面を付しており、この時期の墳墓としては、傑出した規模を誇る。

平成一〇年度（一九九八）、一一年度に、主要地方道網野峰山線交通安全施設等整備事業計画に伴う事前調査を財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが実施し、大規模な墳墓の存在を確認した。これを受け、工法を変更し、現地保存を決定した。平成一二年度から一五年度にかけて、当時の峰山町（現京丹後市）と京都府埋蔵文化財調査研究センターが発掘調査を実施し、範囲の確定を行った。この結果、平成一九年七月に国の史跡に指定された。

発掘調査により、墳頂部で六基の埋葬施設と木製樹立物を据えた柱穴四箇所以上を、平坦面で一九基の埋葬施設を検出した。墳頂中央に最も古い埋葬施設である第一主体部、その東辺に第二、三主体部、北側に第四主体部、東南

部に第五主体部、北辺に第六主体部が位置している。

第一主体部は、南北一四メートル、東西一〇・五メートルの巨大な墓壇を持つ。墓壇上面には、円礫を平面的に敷き、さらに供献土器を破砕しばらまいていた。また、直径約一センチメートルの辰砂鉾石一点を採取した。

第一主体部の東南を切り込む第二主体部から鉾一点、第一主体部北東の第三主体部からは、甕一点と鉾一点が出土している。

北側の第四主体部は、南北約七・二メートル、東西約四メートルの墓壇内に木棺を直葬する。第一主体部と同様に、円礫を敷いた後に、破砕した土器を散布している。木棺底には、厚く水銀朱を塗布している。水銀朱は人体に合致するような形で黄褐色に変色していた。朱の粉末と第一主体部で見つかった鉾石の分析から、三重県多気郡多気町にある丹生鉾山から採掘された鉾石から調整したものだと推定している。

副葬品は、朱の上面で検出した。被葬者の頭にあたる位置からは、頭飾りと垂飾具とを検出し、垂飾具は耳に装着した状態であると観察されることから、頭飾りも頭部に装着したままで葬られたものと判断できる。頭飾りは、外・中・内の三連の玉類からなる。外の連は、ガラス製管玉五七点と大型のガラス製勾玉一三点で構成され、基本的に勾玉の間に四点の管玉を配している。中央の連は、碧玉製管玉三九点とガラス製勾玉九点で構成され、外の連と同様に、基本的に勾玉間に四個の管玉を配している。内側の連は、ガラス製管玉三一点以上とガラス製勾玉三点以上からなる。内側の連と中央の連とは、結合されていたようである。また、ガラス玉は、緑色の鉛バリウムガラス製勾玉と中国の顔料「漢青」で着色された青色の鉛バリウムガラス製管玉である。垂飾具は、被葬者の両耳部から一対が見つかった。右耳のものは、四段構成で、碧玉製管玉を上から五・五・六・八個と並べ、先端に勾玉を二点付けている。左耳のものは、五段構成で、上から五・五・八・七・六個と並べ、先端に勾玉三点を付ける。

頭飾り・垂飾具は、出土状態のまま、切り取りによる取り上げを行い、保存処理を施した。

第四主体部のその他の副葬品として、被葬者の右側から、鉈一点と鉄剣一点とが見つかった。鉄剣は、鋒をわずかに欠き、残存長一九・二センチメートルを測る。

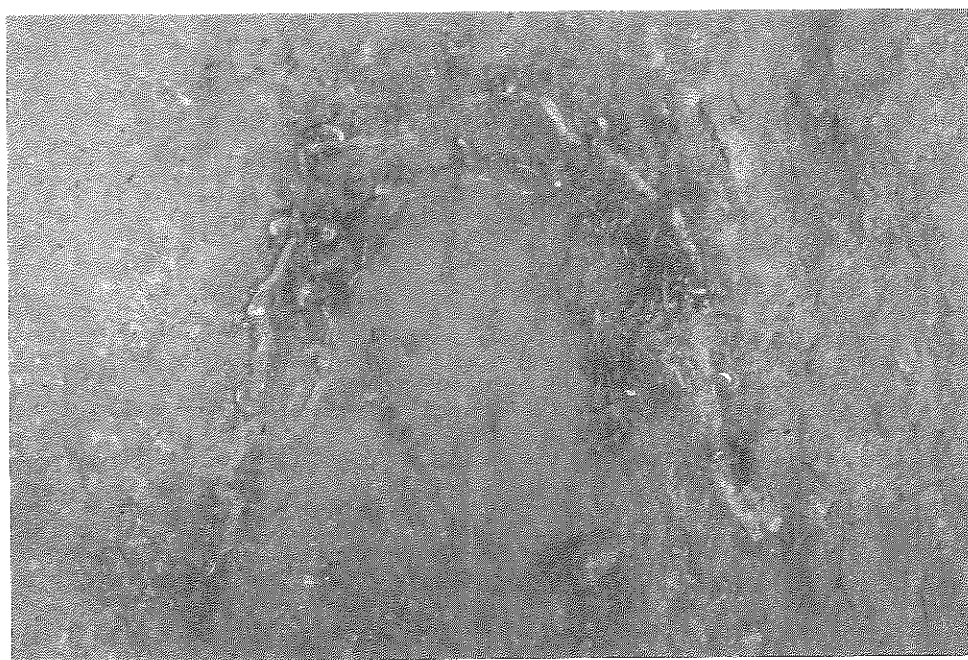
東平坦面にある第七周辺主体部からは、鉄刀、鉈、鉄鏃各一点が、互いに接する状態で、出土した。同じく第八周辺主体部から鉈一点、北平坦面の第一一周辺主体部から鉈一点、第一九周辺主体部から鉈一点と棺に用いた壺二個を検出した。鉈が、各埋葬施設から一点ずつ出土することは、葬送儀礼にともなう祭具として副葬したものと思われる。長さは六・六センチメートル、一三・六センチメートルである。鉄刀は、鋒が折れ鏽で刀身に付着している。現存長二一・一センチメートル、復元長二四・〇センチメートルある。

土器類は、壺、高坏、器台、鉢、甕等であるが、第一・第四主体部の土器のように、多くは小片に破碎された後に、墓坑上面にばらまいたものであり、復元は困難である。そのなかでは、第三主体部から出土した甕は、ほぼ復元することができ、口径一四・三センチメートル、高さ一六・五センチメートルある。同様に第一二周辺主体部から出土した甕は、口径一五・八センチメートル、高さ一九・五センチメートルのものである。第一九周辺主体部から出土した大型の壺は、体部最大径四六・一センチメートル、残存高五六・六センチメートルを測り、土器棺として使用されたもので、体部中央に遺体を搬入した口が開けられている。棺蓋として用いられた壺も、六片程度に分割した状態で検出した。出土した土器のなかには、東海地域からの影響が認められるものが含まれる。

石柩は、東側平坦面で見つかった。長さ九・八センチメートル、幅七・七センチメートル、厚さ五・九センチメートル、重さ四九二グラムを測り、朱を精製するために使用したものである。

赤坂今井墳墓は、弥生時代後期後半の丹後地域最大の規模を有する墳墓である。検出した遺構と出土した遺物から、当時の葬送儀礼の多様な姿が明らかとなった。墓壙上の円礫敷設、供献土器の破碎散布、木製樹立物祭祀などである。また、頭飾り・垂飾具については、当時の具体的な装着方法まで判

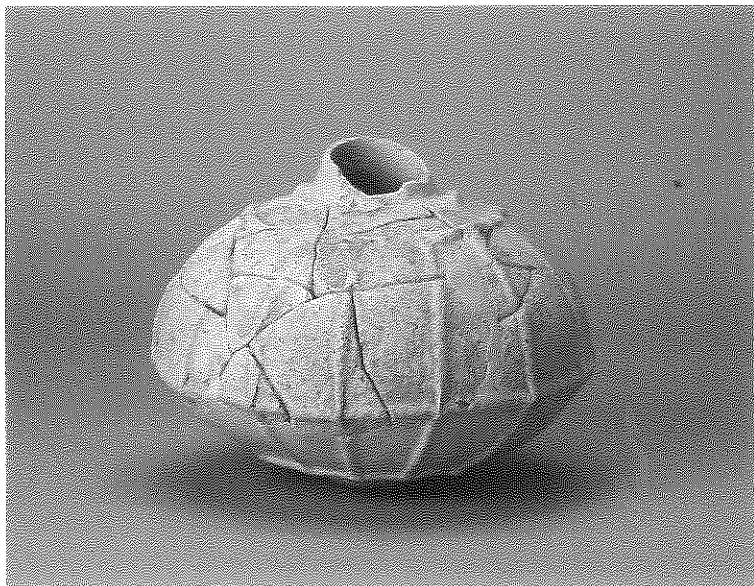
明する貴重な出土例として、高い評価が与えられている。出土した玉類・鉄製品・土器類は、他地域との広い交易を示すもので、供献土器類は、丹後における弥生時代後期後半の土器様相を示すものである。赤坂今井墳墓の被葬者群は、交易を背景に丹後地域を中心に広く支配圏を形成した首長とその一族と考えることができる。赤坂今井墳墓出土品は、弥生時代後期後半の丹後地域社会の様相を明らかにする、極めて重要な遺物である。（田中淳一郎）



頭飾り



弥生土器・甕



弥生土器・壺



鉄刀、鉄鉾

無形民俗文化財

東一口の双盤念仏

(登録)

久世郡久御山町東一口
保護団体 安養寺双盤念仏保存会

久世郡久御山町は、京都府南西部に位置し、北側を流れる宇治川と南側を流れる木津川に挟まれた平地部分を主な町域とする。町の北東部はかつて巨椋池が広がっており、多種多様の淡水魚が生息する豊かな漁場であったが、昭和十六年を最後に干拓田となり現在は稲作を中心とする農業地帯となっている。東一口は、久御山町の北部に位置し、かつて巨椋池に面した集落の一つで古来より漁業を中心とした生業に携わる人々が多かったが、干拓後は農業を中心とする村落となり、集落も東西に流れる前川（巨椋池排水幹線）と古川に挟まれた微高地東西約一・三キロメートルにわたって立ち並ぶ。現在は、集落の東側を国道一号線、南側を京滋バイパスが貫通し、南東部には久御山ジャンクションができるなど交通の要衝地となり、田園風景も大きく変化してきている。東一口付近は、古代の美豆（美豆御牧）の一部に比定されている地域で（『延喜式』）、中世には御牧郷、近世には東一口村として御牧郷十三ヶ村のうち、近代以降は御牧村、そして昭和二十九年に佐山村と合併して久御山町が発足し現在に至る。

安養寺は、集落内の中央に位置する浄土宗知恩院派の寺院で、寺蔵の「弥陀次郎縁起」によると開創を平安時代末期、十二世紀末と伝えるが詳細は不明である。本尊は十一面観音菩薩立像で、同縁起によると、粟生の光明寺（長岡京市）の釈迦如来の化身である托鉢僧の左頬に焼火箸をあてた弥陀次郎が悔心し、夢告により淀川神の木の淵（京都市伏見区淀付近）に網をおろし引き上げ堂宇に安置したものである。この弥陀次郎伝説は、『山州名跡志』や『都名所図会』など江戸時代の地誌類に紹介され広く知られているが、同像は秘仏とされ、毎年三月に行われる春祭りと三十三年に一度営まれる大法要の

際に開扉となる。現在、春祭りは三月十七・十八日以前の土日（かつては三月十七・十八日）に行われ、本尊の開帳にあわせて安養寺双盤念仏保存会によって双盤念仏が演奏される。

双盤念仏は、双盤と称する大型の伏鉦を撞木で打ちながら独特な節をつけて念仏を唱和する民俗芸能で、本堂外陣の本尊に向かって右側三間半にカネザ（鉦座）と称する演奏場所を臨時にしつらえ、十名が横一列にならんで演奏する。カネザは、現在世話方によって前日堂宇内に設置されるが、かつては堂内に入りきらないほどの参拝者があつたため、扉の外側の縁に設置していたという。

演奏は、現在昭和五十七年に結成した安養寺双盤念仏保存会によって行われる。かつては青年による鉦講によって伝承してきた。戦前は十五・十六歳から二十五歳までの若者が加入する青年団によって行われていたが、昭和四十年代に解散したため、自治会が中心となって前述の保存会を組織した。現在、役員は自治会三役と農家組合長、安養寺総代と鉦講保存会の代表によって組織しているが、実際の演奏は二十代から四十代の男性によって組織する鉦講保存会が担っている。鉦講保存会の会員は、平成二十一年十二月現在で二十歳代が十八名、三十歳代が十一名、四十歳代が九名の計三十八名で、高校卒業頃に加入し四十五歳頃になると脱退する。加入して二年間は新人として先輩から指導を受けた後、三年目からカシラ（頭）と呼ばれるリーダーを務める。双盤念仏は、カネザの一番下手に座るカシラの合図によって他の九名が合わせるため、皆をリードする重要な役割である。

当日は、「大鉦」と「六字詰」という二曲が演奏される。双盤は、三ツ鉦、四コロ、ソソリ（直下）、大流し、蓮華崩し、ミツジの六つの鉦の叩き方があり、大鉦は前鉦ともいわれ、六字詰の前奏とされ、三ツ鉦→ソソリ→四コロ→大流し→蓮華崩し→ソソリ→ミツジの順に約四十分間の演奏があり、六字詰はソソリ→三ツ鉦→四コロ→大流し→ソソリ→ミツジの順に約十五分の演奏がある。これを二日かけて「初夜（一日目 午後一〇時半）」「晨朝（二日目 午前五時）」「日中（同 午後一時半）」「日没（同 午後四時）」の計四回演奏される。所作は各自右手に撞木を持ち、念仏に合わせて双盤の凸部分を叩く。六字詰は大鉦よりも曲調が早く、十名が息を合わせて演奏することが難しい

とされる。そのため、カシラ以外は左手を左膝に置くが、カシラは少し上半身を前傾させるように左肘を双盤の木杵にのせる。これは、カシラを除く九名がカシラの合図を見逃さないようその姿がよく見える配慮をしているためである。

また、カシラは声質と記憶力が大切であるとされ、現在、三〜四年目に大鉦のカシラを務めた後、五〜六年目に六字詰のカシラを務めることが多い。衣装はかつて各自で準備した着物を着ていたが、現在は白いシャツに赤のネクタイと揃いの白い法被を着用している。十四日の「初夜」に先立つ午前五時頃、年配の有志によって双盤念仏が大鉦、六字詰ともに演奏される。この時は必ずしも十名が揃うことはないという。なお、秘仏の本尊は「晨朝」の演奏にあわせて開扉され、「日没」の演奏にあわせて閉扉される。

この双盤念仏がいつ頃から行われるようになったか定かではない。ただ、現在も使用しており、戦時中の供出を免れた双盤二丁のうち一丁に「安養寺常什物 施主同村若仲間 威譽代 京室町住 出羽大掾宗味作」「寶曆二壬申天二月吉日 山城国淀東一口村」の刻銘があり、宝暦二年は西暦一七五二年にあたるため、少なくとも江戸時代中頃には行われていた可能性があると考えられる。なお、この双盤の寸法は、直径が三八・五センチ、厚さ一〇・五センチである。

かつて、京都府では京田辺市飯岡や城陽市奈島、久御山町相島など山城地域の浄土宗寺院で行われていたが、現在は京都市左京区の真正極楽寺（真如堂）で十夜念仏に行われる事例がわずかに残るのみである。大阪府では、阪南市、貝塚市、柏原市に伝承されており、いずれも府無形民俗文化財に選択され、奈良県では奈良市都祁の伝承が県無形民俗文化財に指定されている。

このように、東一口の双盤念仏は双盤の打ち方や念仏の唱和に独特の強弱や速度があり、民間念仏信仰の形態を今に伝える民俗芸能として貴重であるとともに、府内で伝承されていた多くが廃絶していることから、山城地域を代表する民俗芸能として民俗的にも興味深く、資料的な価値の高い無形民俗文化財である。

（向田明弘）

参考文献

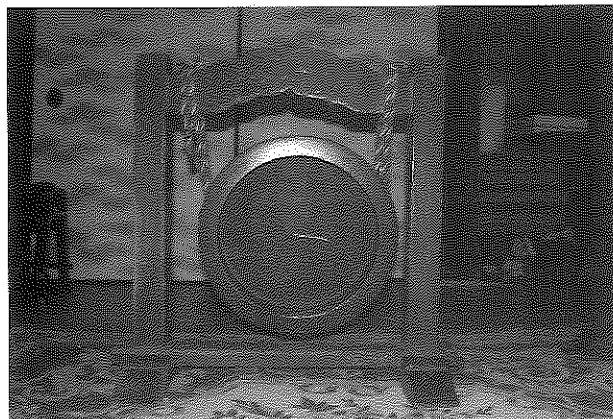
『民間念仏信仰の研究 資料編』仏教大学民間念仏研究会編 昭和四十一年
『久御山町の今昔』久御山町郷土史会編 昭和五十六年



安養寺



演奏のようす



宝暦2年の刻銘がある双盤



カシラ（頭）に注目するようす

史跡名勝天然記念物

楽々荘庭園

(名勝・登録)

京都府亀岡市北町

個人所有

「楽々荘」は、明治時代の実業家であり、京都府議會議員に始まり、衆議院議員を経て明治三十年からは貴族院議員を務めた田中源太郎（一八五三～一九二二）が造営した邸宅である。JR亀岡駅の西方約五百メートルの市街地に位置している。その敷地は旧亀山藩において、廻漕業や金融業を営み、同藩の財政にも関与していた有力な商家である田中家代々の屋敷地であった。土木、建築及び造園などの技術面にも造詣の深かった田中源一郎は、明治三十一年から洋館（煉瓦造り二階建て）及び和館（木造瓦葺き平屋）などの建築に着手し、その敷地を庭園と一体となった近代風の邸宅地へと改修した。これらの建物は平成九年に国の登録有形文化財となっている。

右記の建物の東側に広がる楽々荘庭園は、明治三十一年から同三十九年にかけて築造されたもので、約一、四〇〇平方メートルの広さを有する。建物に隣接する庭園西部に、当時の園遊のために設けられた広く平坦な芝地では、現在でも季節を選んで仮設の椅子やテーブルを置き、庭園景観を觀賞しながらの屋外宴席が催されている。芝地の東側には奥行き約二十メートル、幅約十五メートルの池があり、池の中央部には南北の直径約七メートルの大きな島が築かれている。独立した中島かとも見えるこの島は、南東側の岸から池中へ伸び出す形に造られた出島である。この出島の北端から北岸へは土橋が架けられている。池の東側では地形全体が高まり、築山状に見える山腹の中ほどに大振りな山石で構成された滝石組が据えられている。滝石組の周囲と滝から池へ水が流れ下る斜面部には礫が敷き並べられ、溪流又は浅瀬の景が形作



滝石組



芝地及び和館・洋館

られている。

庭園西辺に並ぶ建物から滝石組までは四十メートル以上の距離があるが、洋館の二階と和館の座敷縁先から、出島と土橋を前景において滝石組と礫敷きがよく見通せるよう配置され、建物から見て奥行きのある庭園観賞視点が巧みに構成されている。

出島や池に点在する岩島、土橋などの景物意匠及び築山の滝石組から池へと流れ注ぐ溪流を模した景觀構成には、古来からの日本庭園に見られる伝統的な造形手法が用いられている。一方、洋風の建物を交え、芝地を大きくとり入れた全体構成は、明治期の特色を示す日本庭園の典型である国指定名勝無鄰庵庭園（京都市左京区南禅寺所在）や清風莊庭園（京都市左京区田中所在）などにも通じる設計・施工者の才能がうかがわれる。

この庭園の施工にあたった庭師（造園業者）について、文書としての明確な記録は見いだされていないが、田中家及び昭和二八年に邸宅地全体を引き継いだ現所有者は、明治から大正時代にかけて京都の造園業界で活躍した七代目小川治兵衛（通称「植治」）の作であると伝えている。植治は明治政府の元勲山県有朋の信託あつく、無鄰庵の作庭を任されたことから、当時の政財界の貴顕とも多く親交があり、明治二八年に始まる平安神宮神苑の作庭事業にも造園部門の主導的立場で参画していた。京都の有力な政界人として、同事業に私財をもって樹木等の寄附をするとともに、国からの支援を得るべく精力的に活動していた田中源一郎とも交流があつた。昭和三年に黒谷で開催された田中氏の七回忌法要「故田中源太郎翁追悼会」の参列者名簿にも小川治兵衛の名が記されている。

京都市内の南禅寺界限などには、国や市の指定名勝も含め、明治期を代表する近代庭園が多数現存するが、他の市町域において、作庭年代やその経過が明確にわかり、現在でも優れた景觀と構造が保たれている例は極めて少ない。同時代の国登録有形文化財である前記の邸内建物とともに保存すべき価値の高い庭園である。

（石田裕二）

文化的景観

向日市西ノ岡の竹の径・竹林景観

(選定)
所在地 向日市

今回の選定地は、向日市物集女町長野・中海道、寺戸町芝山地内に所在する。向日市は、京都府南部の山城盆地西北部に位置し、大阪湾に注ぐ淀川の支流桂川の右岸域と、西山山塊から南南東に舌状に下がる西ノ岡丘陵先端域を占める。市域は旧乙訓郡の一部にあたり、明治二十二年（一八八九）1町5村の合併により向日町、昭和四十七年（一九七二）に向日市となり、京都市西京区・南区・伏見区、長岡京市に隣接している。京都市の近郊農村地域であったが、一九六〇年代の高度成長期以後は京都や大阪のベッドタウンとして都市化が進んだ。

付近は安定した地勢を背景に遺跡も多く、西ノ岡丘陵には乙訓地域を代表する古墳が初期から終末期にかけて築造されており、丘陵先端部には長岡宮が造営され、国史跡として保存されている。平地部分には条里地割が残る一方、丘陵東側裾部には南北に物集女街道が走り、向日神社（重要文化財本殿他）の参道付近で西国街道と交わる。西ノ岡丘陵では、近世以降孟宗竹の筍栽培が本格化し、乙訓地域を代表する農産品となった。平成十九年の統計によれば、向日市内に三五ヘクタールの竹林があり、二六九トンの筍が生産されている。今回の選定候補地は、平成十五年（二〇〇三）新設の阪急京都線洛西口駅から西方へ約一キロメートルの丘陵頂部に広がる竹林を主としており、付近で産する筍は特に名産品として高い評価を得ている。当該駅から西を望むと、手前に水田、丘陵裾に集落、背後の丘陵に竹林と雑木林が見え、宅地化が進む以前の農村景観が想像できる。

竹林の景観は筍栽培作業とともに大きく変化していく。筍栽培は、筍の収



ツチイレ作業風景



シンドメされた親竹

穫と並行して行われる親竹の更新作業から始まる。親竹は六〜七年経つと筍の生産量が落ちるため、古い竹の近くに新しい親竹になる筍を残し、五月下旬に育った筍が完全に竹になる前にシンドメと呼ばれる作業で先端を折り、梢の葉量を減らして風雪害を避け、根元に光が届くようにする。このため筍栽培を行っている竹林内は明るく、古来から傘を差して歩けるぐらいに親竹を残す。春の収穫後、夏にかけて施肥を行い、九月には古い親竹を伐り、当該地域ではこの竹を使って竹垣を更新している。十月には竹林一面にシキワラが行われるが、かつては藁が家畜の飼料等に使われたため、里山から集めたシタクサと呼ばれた萱や落ち葉等が敷かれていたという。十一月下旬から十二月にかけてはツチイレが行われ、竹林の一角を掘り削った土を敷き藁の上に薄く満遍なく被せていく。土は冬の凍てつきと解凍を経て軟らかく表面を覆い、春の筍の発生を待つ。四月初旬から五月上旬まで独特の掘り具を使い、

地面に筍の先端が出る前に収穫されて出荷される。こうした栽培技術は京都式軟化栽培と呼ばれ、独特の栽培技術を駆使しながら、田や畑の作業と組み合わせる年間農作業を行ってきたのである。

当該地は京都府景観資産として平成二十年十一月十日に登録された「西ノ岡・竹の径 緑の散策路」で、全長約一・八キロメートルの市道と市道に面する筍栽培用竹林及び雑木林計約九・八ヘクタールで構成されている。一帯は、京都府風致地区条例に基づく西国風致地区として各種開発行為に知事の許可が必要と規定されており、また、向日市により「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域整備計画が定められて「農用地区域」に指定され、農用地以外の土地利用が規制されている。竹林内には、古墳時代前期に築造された全長約98メートルの寺戸大塚古墳も残されており、向日市教育委員会が除草管理を行っている。西側に隣接する京都市洛西竹林公園内では、竹の資料館・生態園等があり、竹の歴史や特性、各種竹の収集植栽を行っている。

向日市では、当該地域を市内に残る貴重な農地・緑地であると判断し、地元竹産業振興協議会の協力と承認を得て、当該竹林内の市道沿いに地元の竹を使って竹垣を整備している。「竹の径」と名付けられた散策路等には、市内の史跡紹介等も兼ねた案内板の設置も行われ、観光客等訪れる人も増加しつつある。今後第5次向日市総合計画では、西ノ岡丘陵の環境保全と古墳を含めた保存整備計画を明文化する予定となっている。

向日市西ノ岡の竹の径・竹林は、独特の筍栽培技術に支えられた府内の代表的筍生産地であり、竹林内には寺戸大塚古墳など貴重な文化財も残されている良好な文化的景観である。

(有井広幸)

参考文献

- 『向日市の遺跡』平成二十年(二〇〇八)(財)向日市埋蔵文化財センター、向日市教育委員会
- 『乙訓の竹の子栽培』平成二十一年(二〇〇九) 京都府ふるさと文化再興事業推進実行委員会

宮津市上世屋の山村と里山景観

(選定)
所在地 宮津市

今回の選定地は、宮津市上世屋地内に所在する。宮津市は、京都府北部の由良川河口部左岸から西へ宮津市街地へと続き、天橋立を挟んで丹後半島東側を占める。宮津市街地から北西方向を望むと宮津湾・天橋立の背後に、かつて世屋山と呼ばれ、中腹に西国三十三箇所巡礼地である成相寺を抱く山塊が聳える。上世屋はその背後に位置し、かつて成相寺奥ノ院といわれていた伝承を持つ地域である。

丹後半島は握りこぶしを日本海に突き出したような形状をしている。宮津湾から阿蘇海に続く半島東側海岸は断層地形が発達し、断層を挟んで北西側は隆起して断層崖が顕著に見え、半島中央部は高原状地形となっている。断層北東端にあたる伊根町付近には、京都府域には稀な溶岩が表出しており、火山地形も見られる。伊根町に隣接する宮津市側には、地すべり地形が顕著に分布し、標高二〇〇メートルから三五〇メートルに位置する上世屋地区も、北西から南東へ向けて緩やかに傾斜する地すべり地形上に、集落と水田や畑といった耕作地が広がっている。集落の北西には地すべりによって生じた崖面が表出しており、世屋高原を水源とする銚子の滝が流れ落ちていく。滝の付近には観音堂と呼ばれるお堂があるほか、集落の簡易水道の水源が昭和四十七年（一九七二）から設置されている。

丹後半島は特徴ある地形とともに、近畿地方では希少なブナ林やクロマツの老木等の貴重な植生が評価され、平成十九年（二〇〇七）に丹後天橋立大江山国定公園が設けられた。上世屋地区内北側標高六〇〇メートル前後の大フケ湿原には、三万年以上前からの植生が残されていることから第1種特別地域に、上世屋集落周辺も第2種特別地域とされるなど貴重な自然とともに、薪炭原料として切り出されたブナやミズナラ等の二次林や、焼き畑など人の営みの痕跡が残る山村生活に密着した里山の豊かな植生も評価され、開発行為に規制がかけられている。地域内には国有林もあり、付近の森林の足元にはチマキザサなどの笹類が茂り、かつては笹葺き屋根の素材として利用され



5月の上世屋集落（北から）

た。また、木々に巻きつく藤のつるは、全国で唯一その紡織技術が残されてきている丹後の藤織りの原料となってきた。その他、この地域の南辺の標高五四〇メートルを超える鼓ヶ岳周辺には近畿地方では希少な天然ブナ林が残り、「丹後上世屋内山京都府自然環境保全地域特別地区」に指定され、植生の保全が図られている。

「世屋」の地名は、鎌倉時代初期、建久三年（一一九二）九月の日付をもつ「妙徳寺再興願文」（『鎌倉遺文』）に記す「野間世野」が初見とされる。十三世紀前半の「丹後国在庁官人等申状」には「野間世野村惣名永久保」とあり、『丹後国田数帳』与謝郡の項に「永久保十三町（略）片岡与五郎」と見え、当時の上世屋領主は片岡氏と推定できること、現京丹後市弥栄町野間（野中）所在大宮神社棟札に「永久保□□大明神御殿」「正慶元年」等の事例から、世屋は野間と併せて永久保と呼ばれていたとされる。集落付近には城跡を想起させる「本丸」「馬場」などの小字がみえ、二か所の中世城跡が比定されている。近世には、慶長検地郷村帳に「上世屋村」があり、延宝三年（一六七五）郷村帳では世屋村は「上世屋村」「下世屋村」「松尾村」「東野村」「木子村」「駒倉村」と現在の集落名とともに個別に石高が残されており、上世屋村は一五七・三・二石で世屋の中で最も石高が多く、幕末には上世屋では六九軒、三〇八人（『与謝郡誌』）を数えた。明治二十二年（一八八九）七か村が合併して世屋村が成立し、昭和二十九年（一九五四）八町村が合併して宮津市が誕生し、上世屋は大字名となり、現在戸数一七戸、人口二八人（平成二十年四月）である。上世屋の集落は主に入母屋造り・笹葺き屋根の民家で構成されているが、共同作業で更新されていた笹葺き作業が過疎化・高齢化とともに困難になり、現在はほとんどトタンで覆われている。豪雪地であることから、上屋丈が高く屋根勾配が急といった特徴がある。昭和二十二年（一九四六）集落は数棟の建物を残して焼失したが、その後再建され、伝統的な集落景観が保たれている。かつての笹葺き民家の姿は、集落中央にある宮津市の旧実習棟をNPO法人等の活動により、平成二十年（二〇〇八）復元した民家で確認出来る。上世屋の笹葺き民家群は、周囲のブナ林などの林床に広く分布するチマキザサなどを屋根葺き材とし、現在はトタンで覆われているが、山

村の伝統的な生活と自然の関わりを印象づける景観となっている。

海岸部の日置から世屋川に沿って坂道を上り、下世屋集落を過ぎて谷を抜けると、上世屋集落の手前に棚田に囲まれて建つ世屋姫神社と神社林が眼前に広がり、印象的な景観となっている。現社殿は明治以降に建てられているが、文亀二年（一五〇二）銘の棟札が残されている。集落の周囲には、背後の高原からの湧水を利用して緩傾斜地で棚田が耕作されている。上世屋では、昭和五十年（一九七五）頃に約一五〇枚・二二ヘクタールの耕作が行われていたが、近年は約三〇〇枚・六ヘクタールに減少している。現在「NPO法人里山ネットワーク世屋」等の活動として、棚田耕作の支援と放棄田の復田支援により棚田の耕作面積は維持拡張が図られている。

集落内には世屋川の源流である小河川が流れており、集落景観を多様なものになっている。かつて農閑期の作業として行われた「藤織り」との関係も深く、五月頃雪解け水を吸いあげて柔らかくなっている藤を、伐って皮を剥ぎ乾燥保管して、十一月頃から灰と炊いて柔らかくし、冷たい川のせせらぎで繊維を精製していた。冬の農閑期女性らは藤の繊維を糸に撚り、機に掛けて春に宮津市内へ出荷していた。全国で唯一技術伝承されていた「丹後の藤織り」は、平成三年（一九九一）京都府無形民俗文化財指定となり、現在は「丹後藤織り保存会」により保存継承されている。同保存会は、上世屋地内や丹後郷土資料館他で毎年一年間をかけて講習会を開催しており、夏には小川で藤の繊維を精製する作業風景が見られる。

上世屋地区は、地域住民の高齢化・過疎化が進み、山村・里山景観の維持をNPO法人等の活動に頼りつつも、宮津市、京都府関係機関と大学の連携等の取組を加えて、住民とともに現在の景観維持に努めている。宮津市上世屋は、平成十六年「里地里山三〇選」（読売新聞主催）、平成二十一年「日本の里山一〇〇選」（朝日新聞社主催）、平成二十一年三月京都府景観資産登録とその文化的景観の価値を高く評価されている。豊かで厳しい自然環境とともに形成された山村・里山景観は、自然と生活・生業が一体となった貴重な文化的景観である。

（有井広幸）

文化財紹介シリーズ⑪「建造物編」 京都府内の禅宗様仏堂について

序

建仁寺の建築は、日本の古建築様式の一つである「禅宗様」を導入する契機となるものであり、近世の再建が多数を占めているが、その歴史的価値は高い。また、全国的にも希である大規模な禅宗伽藍を残す点からも評価することができる。

ここでは禅宗寺院の諸堂宇の中でも、伽藍の主要建物である仏殿を中心とした禅宗様仏堂について紹介する。まずは禅宗について概説を行い、我が国の寺院統制制度に触れておく。

1／禅宗と五山十刹の制

禅宗は、菩提達磨によって中国に伝えられ、発展した。その教義は、唐代に百丈懷海により『清規』として示され、百丈清規と呼ばれている。これは禅宗寺院の寺内規則を定めた清規の古典となり、宋代に時代が下ると、さらに各種の清規が示されるようになった。中国においてこれら清規を学んだ栄西や道元により、禅宗が日本に伝えられた。

禅宗を初めて日本に伝えたのは栄西明庵であり、元は天台の僧であった。文治三年（一一八七）二度目の入宋の折、天台山で臨済宗の虚庵懷敏に学び、印可を得て帰国した。その後、香椎宮の傍らに報恩寺を、博多に聖福寺を開いたが、旧仏教勢力の弾圧が激しかったため、正治元年（一一九九）に鎌倉に上り、幕府の援助を得て、鎌倉五山第三位となる寿福寺を開いた。

さらに、建仁二年（一二〇二）鎌倉二代将軍頼家により京都四条から五条の間、鴨川以东の土地を与えられ、元久元年（一二〇四）に建仁寺の諸堂宇を落成、同年に土御門天皇の勅により官寺に列せられ、京都で最初の禅苑を開いた（写真1）。これにより、臨済宗は公的権力との結びつきを強め、禅宗寺院は国家の祈禱道場としての特色を持つようになった。

これに続く禅宗寺院としては、道元が深草に建てた興聖寺が挙げられる。道元は、貞応二年（一二二三）に入宋し、曹洞宗の如浄に学び、法を嗣いで、安貞二年（一二二八）帰国した。密教との兼学を行わず、純粹禅を求めた道元は、天福元年（一二三三）に京都郊外に興聖寺を開き、まもなく寛元元年（一二四三）に越前の永平寺を開いて、重きを置いた。曹洞宗は外護者を求めずに権力から遠ざかり、また文化の中心地である京都から離れた越前を拠とした。このことから、曹洞宗による建築界への影響は少なかったものと考えられる。実際に、曹洞宗は幕府制定の五山から外れた「林下」の一つとされており、禅宗の全国普及に影響を与えることは少なかった。

一方で、臨済宗は個人の修業より発生した宗教だが、組織の拡大に伴い権威と結びつき、同時にその統制を受けるようになる。中国では南宋時代に寺院を嚴重に格付けする、五山十刹の制度が制定され、日本でもこれに倣い南北朝時代に京都・鎌倉を跨いで五山を定め、禅宗寺院をその統制下に組み込んでいった。五山の制度は順次整備され、最終的には至徳三年（一三八六）の改定を経て、京都南禅寺を五山之上として、鎌倉五山に建長寺・円覚寺・寿福寺・浄智寺・浄妙寺を、京都五山に天竜寺・相国寺・建仁寺・東福寺・万寿寺を定め、その下の各寺院を十刹・末寺に格付した。中央からの指令は、この制度を通して全国の下位寺院に伝えられ、建築様式の普及、一律化に影響を与えたものと考えられる。また、制度が整備された室町時代には五山派の寺院は隆盛を極めた。



写真1 建仁寺法堂（仏殿）外観

禪宗の堂宇

禪宗は、座禪を組むことを基本的な修行としているが、その他にも修行の場は日常生活にまで及び、前述の寺内規則として規定されている。このため建築は修行のために必要な機能が求められ、他宗教では重視されない庫裏や浴室、東司（便所）に宗教的重要性が付加されている。

寺院の典型的諸堂宇を備えた伽藍を七堂伽藍と呼ぶが、禪宗寺院の七堂伽藍を挙げた古い文献に一条兼良の『尺素往来』（一二五世紀）があり、その中に山門、仏堂、法堂、庫裡、僧堂、浴室、東司の記述がなされ、浴室、東司が主要建物として挙げられている。伽藍中心軸に山門、仏殿、法堂を置き、両

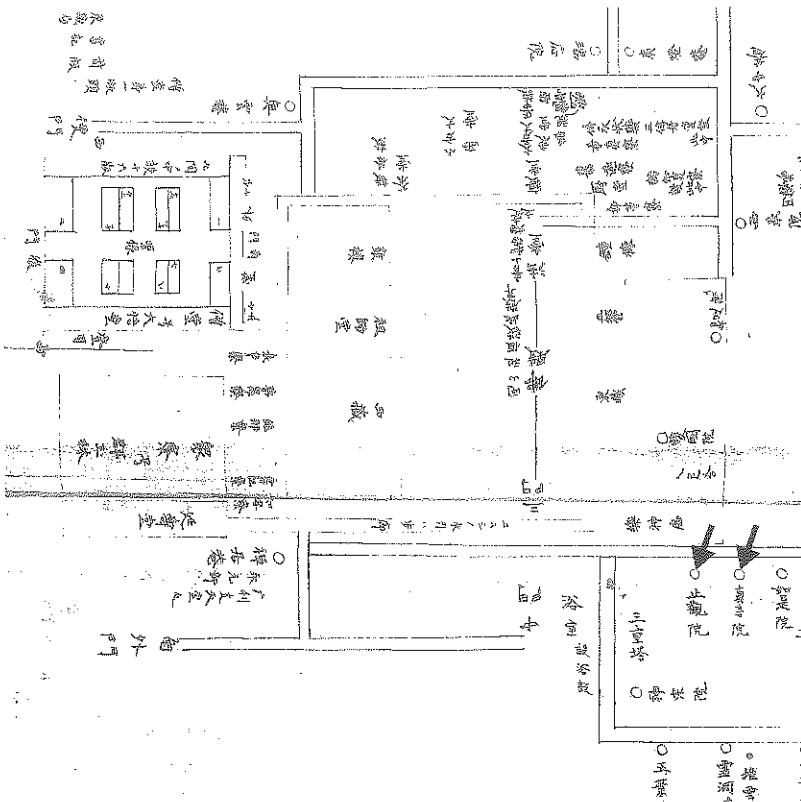


写真2 東山往古之図（部分）

脇の左右対称に浴室、東司などの諸施設を配するのは、禪宗寺院の典型であり、禪宗寺院を特徴付ける要因の一つとなっている。

ところで初期の禪宗寺院は、その成立の背景より他宗教との摩擦を避ける配慮がなされ、律宗・密教との兼学道場として建立されている。弘安六年（一二八八）の無住の『沙石集』には、

寺建立の志申されけるによりて、建仁寺建てられけり、鎌倉に寿福寺、鎮西に聖福寺など、創草禪院の始也、然れども国の風儀に背かずして、教門をひかへて戒律天台真言などを相兼ねて、一向唐様を行せられず、時を待ゆえにや、真言を面として、禪門は内行也けり、

とあり、栄西が開いた寺院の悉くが、一向の唐様（禪宗）ではなく、他宗教の教義を少なからず取り入れていたことがわかる。また、「東山往古之図」（室町時代前期）には貞治から応安（一三六二～一三七五）頃の建仁寺伽藍が示されているが、山門の南東に止観院・真言院の密教系の施設と思われる名が記されており、建立当初は兼学道場であったことが窺える（写真2、矢印部分）。

また、その他にも兼学寺院として、建仁寺に次いで古い禪寺の東福寺が挙げられる。道元が興聖寺を創立した頃、東山に九条道家が東大寺・興福寺の二寺に劣らぬ大寺院として、各寺より一字ずつを取って名前を付けた東福寺を建立した。当初、禪寺として計画されていたものではなかったが、折よく田爾弁円が帰朝し開山として招かれた。建長二年（一二五〇）道家の作成した財産目録「総処分」によれば、

仏殿（三間四面・裳層・釈迦三尊・四天王）

法堂（五間四面・二階・上層に文殊・十六羅漢・五百羅漢）

楼門（五間・二階）

鐘樓經藏・東西廊（上層に千体釈迦）

廻廊（五十六間・壁に西天廿八祖・震旦六祖・真言八祖・天台六祖）

僧堂（七間二面・九間の洗面所を附す）

衆寮（三間四面）

方丈（七間二面）

東西廊司事頭首寮（廿間） 庫裡（九間二面） 行者堂（九間） 人力堂（五間） 五重塔、灌頂堂（五間四面） 経藏（三間四面） 宝藏二字（各三間二面） 浴院（五間二面） 東司（五間） 南門（五間） 西鐘楼

とあり、仏殿、法堂を中心に諸堂宇を備えていたことが知れる。東福寺は、鎌倉時代末に羅災にあったが、室町前期に再建される。その当時の伽藍は、伝雪舟筆の「東福寺伽藍図」に描かれ、三門左右に二階鐘経楼、両廊を設けている。現存の禅宗様の建築にはこの様なものは見られないが、古図等に見られる中世建築にその例があり、宋の禅宗建築を描いた「大唐五山諸堂図」にも同様のものが描かれている。したがって、東福寺の建築は、かなりの宋の様式を伝えたものと考えられるが、廻廊に西天廿八祖・震旦六祖・真言八祖・天台六祖が描かれ、また現存する中世遺構である三門・僧堂には東大寺再興に用いられた大仏様の影響がみられることを検討すれば、純粹な禅宗様を採ったものではないと思われる。

日本における始めての純粹な禅宗専修道場は、鎌倉の建長寺である。蘭溪道隆を開山とし、建長三年（一二四八）頃に建立に着手、同五年に供養が行われた。『建長興國禪寺碑文』に、「始めて大伽藍を作る。中国の天下径山に擬して五岳の首となす。」とあり、中国五山の首位、径山万寿寺を模して純粹な宋風に作られたものと考えられる。また、鎌倉時代の建長寺伽藍を描いた図に「建長寺指図」がある。現在残るのは江戸時代の写しであるが、原図には元弘元年（一一三三）の記があり、東福寺再建にあたり書き起こしたものとされている。仏殿には土地堂と祖師堂が接し、前面には花頭窓の表示があり、内部は中ほどで列柱により内下陣のように分けられている。現存遺構の仏殿にこの様な平面の建物は残っていないが、後述するように内部を柱で区切る平面は中世五山級仏殿の共通形式となっており、建長寺が禅宗寺院の手本と

なった。

斯様にして、榮西の禅宗伝来より禅宗様の導入が進み、純粹禅の寺院が建立されるに至ったのだが、宋風伽藍は禅宗のみに採用されたものではないことも述べておく。これをはっきりと示す例としては、京都東山に開かれた泉涌寺が挙げられる。中国にて天台・律・禅を学び、建暦元年（一一二一）に帰朝した俊芿我禅は、帰依した宇都宮信房より平安時代創建の仙遊寺を寄進され、泉涌寺と改め再興した。朝廷関連の陵墓を多く残し、律宗の寺院として重きをなしている。承久元年（一一一九）勸進され、嘉禄元年（一二二五）重層講堂ができたが、寺院造営の寄付を求める意趣書『泉涌寺観縁疏』には「三門両廊連棟周接、仏殿法堂重簷中立、僧堂庫院左右相對」とあり、律宗でありながら禅宗の伽藍、建物様式を採用している。応仁の乱の兵火により創建当時の建物は残らないが、現存する再建仏殿（東山区、寛文八年・一六八八）、浴室（東山区、元禄年間・一六八八〜一七〇四）等は禅宗様を採用している。俊芿の伝に「親模大宋儀即唯此一寺而已」と記され、当初の禅宗様建築の輸入が禅宗を主としながらも幅広く行われていたことが分かる。

2/中世仏堂

禅宗が五山十刹の制度により組織化されたのは前述のとおりで、禅宗様の建築も五山を頂に発展していったことは想像に難くない。よって、中世の禅宗の建築を語るためには五山の建築様式から始めるのが妥当であるが、中世の仏殿、法堂を残す五山の寺院は皆無であり、東福寺に三門（東山区、応永十二年・一四〇五）、禅堂（東山区、室町前期）、東司（東山区、室町前期）、浴室（東山区、長禄三年・一四五九）、鐘楼（東山区、室町中期）現在万寿寺の鐘楼門として残る）の諸建築が、建仁寺に勅使門（東山区、鎌倉後期）がわずかに残るのみである。しかしながら、残された指図から中世仏殿の平面形態、内部架構について関口欣也博士が考察されており、これを参照して五山の中世仏堂について述べ、中世仏堂の遺構を紹介していきたい。

表 中世における五山仏殿の古図一覽

名 称	所在	建立年代	備 考
建長寺仏殿	鎌倉	正和5年(1316)	元弘元年(1331)指図
天竜寺創建仏殿	京都	康永元年(1342)	貞和元年(1345)園太暦指図
南禅寺本仏殿	京都	文安頃か	寺蔵指図
南禅寺新仏殿	京都	文安頃か	寺蔵指図
東福寺仏殿	京都	貞和3年(1347)	天保14年(1843)古図
天竜寺新仏殿	京都	応仁頃か	寺蔵指図
円覚寺仏殿	鎌倉	元亀4年(1573)	高階家蔵指図

五山の仏堂

五山の建築を今に伝える史料としては表記の古図があるが、これらの殆どは仏殿の平面についての記述しかしていない。唯一、円覚寺仏殿の地割絵図に内部架構についての記録が残り、これらの史料より中世五山仏殿の特徴が語られている(表1)。

まず、第一の特徴として身舎と裳階の関係が挙げられる。天竜寺新仏殿と円覚寺仏殿は、現存する近世禅宗様仏堂と同様に裳階と身舎部分が一体となつて内部空間を形成しているが、残りの仏殿は正面の裳階部分を吹放しとして、建長寺仏殿に至つては四面すべてを吹放しにしている。この様な例は、中国の明様式を直輸入した崇福寺大雄宝殿(長崎県、正保三年・一六四六)でも認められ、中国的な特色であるといえる。

また、平面形式の特徴としては、方五間の規模を基本として正面から二間、背面から一間のところで柱列を並べ、前後の空間を区分けしていることが挙げられる。背面の柱列には来迎壁が取り付き、近世禅宗様仏殿にも柱列が設けられている例がみられるが、前面に柱列を設けるのは中世五山仏堂のみに現れる特異な点である。

その他の特徴として仏殿内部来迎壁の背後両脇に付属する祖師堂、土地堂が仏殿外部の両脇に接して、若しくは

独立して建てられていることが挙げられる。よつて、平面より考察を行えば、五山の中世仏殿の規模は、仏殿本体と祖師堂、土地堂の三棟が建ち並ぶ形式となり、現在の建物に比して非常に大規模で、勇壮な建築であつたことが窺い知れる。

中世禅宗様仏堂の遺構

五山の仏堂以外では中世禅宗様仏堂の遺構は全国に残り、その殆どが方三間以下の規模の仏殿となる。京都府内には重要文化財の普濟寺仏殿(南丹市、延文二年・一三五七)、玉鳳院開山堂(右京区、室町前期)、酬恩庵本堂(京田辺市、永正頃)三棟と京都府指定文化財の禅居庵摩利支天堂(東山区、室町末期)一棟が現存している。

このうち、裳階付禅宗様仏堂は、禅居庵摩利支天堂のみが残っている。現在の摩利支天堂は、織田信長の父である信秀が天文十六年(一五四七)に建立したとされ、享保十三年(一七二八)に身舎柱の一部を移動するなどの平面の改変が行われている。特に裳階部分の改変は激しく、中世のままの形式とは言い難いが、身舎部分の細部意匠の残りが良く、室町前期に建てられた東福寺の諸堂宇との様式的な類似がみられ、京都府下に残る数少ない中世禅宗様仏堂として貴重な建築といえる。

また、この他の遺構は裳階のない一重禅宗様仏堂で、背面に昭堂(右京区、明暦二年・一六五六)の接続する玉鳳院開山堂を除いて、方三間の平面をとる。全国の遺構を通観してみると、方三間一重仏堂は背面より一間のところ柱列を並べ、来迎壁を設けるのが一般的であり、その架構は正面二間分は大虹梁を架けて、前面の柱列を省略する。虹梁上に立てられた大瓶束と来迎柱を



写真3 禅居庵摩利支天堂 外観

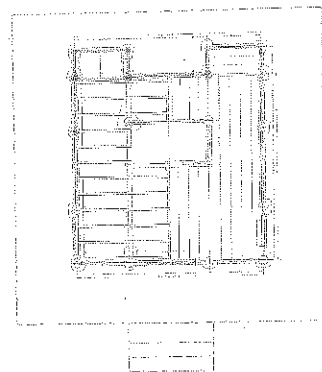


図1 普濟寺仏殿 平面及び床伏図

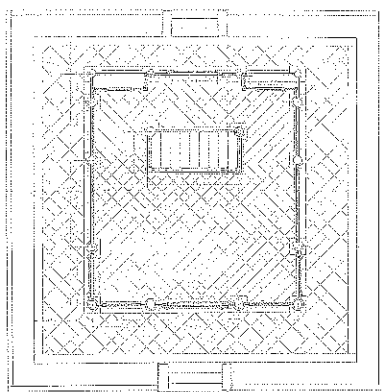


図3 酬恩庵本堂 平面図

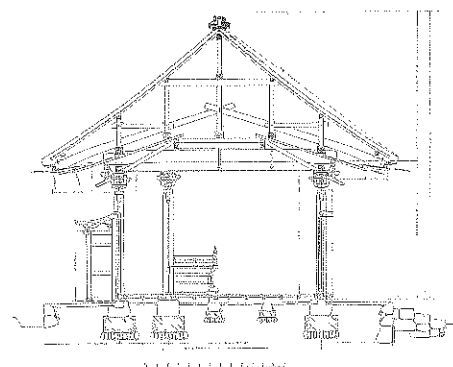


図2 普濟寺仏殿 梁行断面図

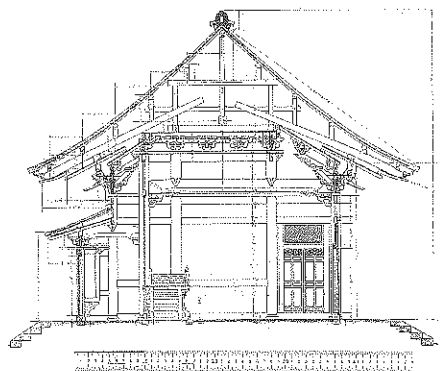


図4 酬恩庵本堂 梁行断面図

頭貫、台輪で結び、詰組組物を配し、中央一間の鏡天井を支持し、その一間四方には化粧垂木を見せて、禅宗様独特の架構構造をつくる。普濟寺仏殿と酬恩庵本堂では、来迎壁の前方の空間を広くとるため、来迎柱が側柱筋より後退している。側柱と来迎柱のずれにより酬恩庵本堂は架構が複雑となっており、普濟寺仏殿では堂内全面を鏡天井として、天井構造を簡略化しており、

その手法には若干の違いがみられる(図1、4)。

3/近世仏堂

室町時代も末期になり、室町幕府が弱体化すると、五山派寺院も同時に衰退したが、その一方で諸大名の菩提を祀り、その庇護を得た妙心寺や大徳寺等の林下の禅寺が時勢を得て、五山派に並ぶ伽藍の整備を行っていく。また、江戸幕府や諸藩の政治体制が整うと、民衆が菩提寺を定めることを義務付けた寺請制度が整備され、寺院は民衆管理等の権力機関の末端を担う義務を負うことになる。これにより、寺院は幕府や諸藩による管理下に置かれるよう意図され、寺院内の建築活動にも規制が加えられるようになる。ここでは、近世禅宗寺院に影響のみられる寛文八年(一六六八)の建築梁間規制について実例を交えて述べ、近世になり中国の様式を再輸入した禅宗の一派である黄檗宗の建築について紹介していく。

寛文八年の梁間規制

建築の梁間規制の初めての法令は、寛永二〇年(一六四三)に大身の武家屋敷を対象としたものである。寺院建築を対象とした法令は、これより遅れて寛文八年(一六六八)二月に発令されている。写しが数点伝わっており、その内容は、

一 梁行京間三間を限へし、

但、桁行は心次第たるへし、

一 佛壇つものや京間三間四方を限へし、

一 四方しころ底京間壹間半を限へし、

一 小棟作たるへし、

一 ひち木作より上の結構無用たるへし、

右、堂舎客殿方丈庫裏其他何二ても、此定より梁間ひろく作へからず、若ひろく可作之子細於有之は、寺社奉行所え申伺之、可任差図候以上、

とある。要約すると、

- ① 梁間は京間三間（一間＝約六尺五寸＝約1.97m）までの規模として、桁行は自由とする。
 - ② 仏壇の「つのや」は京間方三間までとする。
 - ③ 四面に設ける「しころ庇」は一間半までとする。
 - ④ 屋根は小棟作（寄棟造）とする。
 - ⑤ 組物は舟肘木として華美な斗拱の使用を禁ずる。
- 以上の規制は「堂舎」「客殿」「方丈」「庫裏」等の全てに適用し、規定以上の梁間にしてはならない。もし、規模を大きくする場合には寺社奉行のところへ伺いを立てるようにすること。

となり、堂宇の規模について強い規制がかかることが窺える。法度の施行状況については、畿内の大工官僚であった中井家からの享保九年（一七二四）の返答書「寺社方造作之覚」に記録が残り、規制の細目が述べられ、厳格に運用されていたことが分かる。その一方で、寺社格に応じて特例を認めている旨も記述されており、門跡寺院、御朱印地寺院等の由緒ある寺院に関して先例の建物に倣う事で特別に建築の許可を出していたようである。

梁間規制を受けた建物例としては、建仁寺仏殿（東山区、明和二年・一七六五）が挙げられる。建仁寺仏殿は、前身建物として東福寺食堂を転用した仮仏殿を建てていた。『参暇日記』等の記述により推定できる仮仏殿の身舎の



写真4 妙心寺仏殿 外観

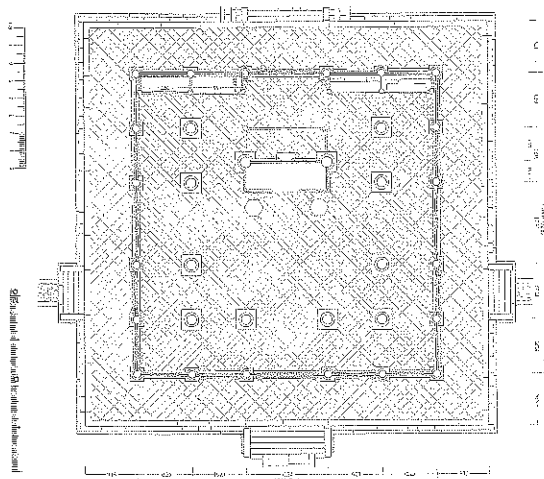


図5 妙心寺仏殿 平面図

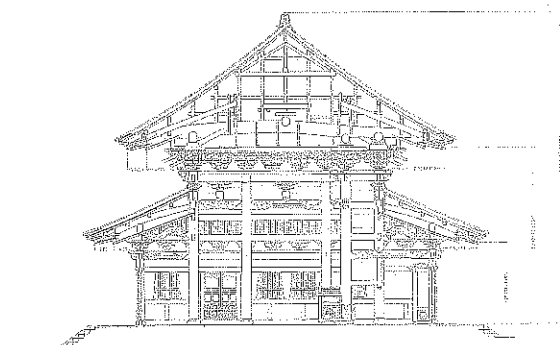


図6 妙心寺仏殿 梁行断面図

規模と現仏殿と身舎の規模が一致しており、身舎部分に対して梁間規制がかかっていることが窺える。また、建仁寺仏殿は建物内部の空間を広くするため、裳階の柱間を身舎の柱間より広く採っており、当時は梁間の規制が身舎までしか対象としていないことが分かる。裳階の柱間を身舎の柱間より狭く採る禅宗様仏堂の原則から外れた特異な建物であり、梁間規制の影響を窺わせる建物として興味深い建物である。

これに対して、妙心寺仏殿（右京区、文政一〇年・一八二七）は、裳階部分も含めた全長に対して梁間規制がかかる建物である（写真4、図5）。享和三年（一八〇三）に「仏殿造替願」が公儀に提出されており、その後のやり取りから梁間・桁行ともに規模を拡大できなかった記録が残る。よって、妙心寺仏殿では身舎の規模を前身建物の三九尺一寸一分から現建物の三五尺八寸に縮めることにより、架構構造を小さくまとめて、梁等の材料費削減を行っている。このように、梁間規制は、法度の施行直後は細目の不足等により幾らかの問題を生じていたようであるが、時代が降るにつれて制度が整えられ

て、規制が厳しくなっていく過程がみてとれる。

黄檗宗の建築

黄檗宗は、承応三年（一六五四）に明より招聘された中国臨済宗の隠元隆琦により日本に伝えられた。宇治市五ヶ庄東部に幕府の保護を受けて萬福寺を開き、寛文元年（一六六一）より伽藍の整備が行われた。明末期から清初期の様式を伝える建築が残り、伽藍の中心軸上に西から天王殿（宇治市、寛文八年・一六六八）、大雄宝殿（宇治市、寛文八年・一六六八）、法堂（宇治市、寛文二年・一六六二）を並べ、軸線両脇に鼓楼（宇治市、延宝六年・一六七八）、鐘楼（宇治市、寛文八年・一六六八）等の諸施設を対称に配する禅宗伽藍の典型をとる（図6）。諸施設の正面側裳階部分は吹放しで、廻廊によってつながれているのは中世五山の伽藍にも見られる特徴で、中国の特徴を色濃く伝えているといえる（写真5）。また、仏殿に該当する大雄宝殿では身舎内の正背面にそれぞれ柱列を設けて、前後を区画している点で五山派の中世仏堂との共通性が見いだせる。

黄檗宗は、臨済宗、曹洞宗とともに禅宗として伝わるが、鎌倉時代に導入されて日本建築様式として昇華された禅宗様建築とは一線を画し、黄檗建築と呼ばれている。大雄宝殿等の吹放し部分に用いられる黄檗天井と呼ばれる円弧状の天井や円窓は奇抜な意匠であり、禅宗様とは言い難いものの、同じく中国の様式を導入した建築として、最後にここで紹介をした（写真6）。

参考文献 太田博太郎『中世の建築』彰国社 一九五七年

関口欣也『日本建築学会論文報告集 第一一〇号 中世禅宗様仏堂の平面

（Ⅰ）』一九六五年

関口欣也『日本建築学会論文報告集 第一一一号 中世禅宗様仏堂の平面

（Ⅱ）』一九六五年

関口欣也『日本建築学会論文報告集 第一一二号 中世禅宗様仏堂の内部

架構（1）』一九六六年

関口欣也『日本建築学会論文報告集 第一一二号 中世禅宗様仏堂の内
部架構（2）』一九六六年

『文化財講座 日本の建築3 中世Ⅱ』文化庁編 一九七七年

『日本の美術 第二二六号 禅宗建築』伊藤延男編 一九七六年

『日本の美術 第一九九号 室町建築』川上貢編 一九八二年

『京都府の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告』京都府教育委員会
一九八三年

光井渉『建築史学 一二号 寺院建築に対する梁間の規制について』
一九九四年

平井俊行『京都府埋蔵文化財論集 第六集 妙心寺仏殿の文政再建に関す
る新知見（財）』京都府埋蔵文化財調査研究センター 二〇一〇年



写真5 萬福大雄宝殿



写真6 萬福寺大雄宝殿 吹放し部分・天井詳細

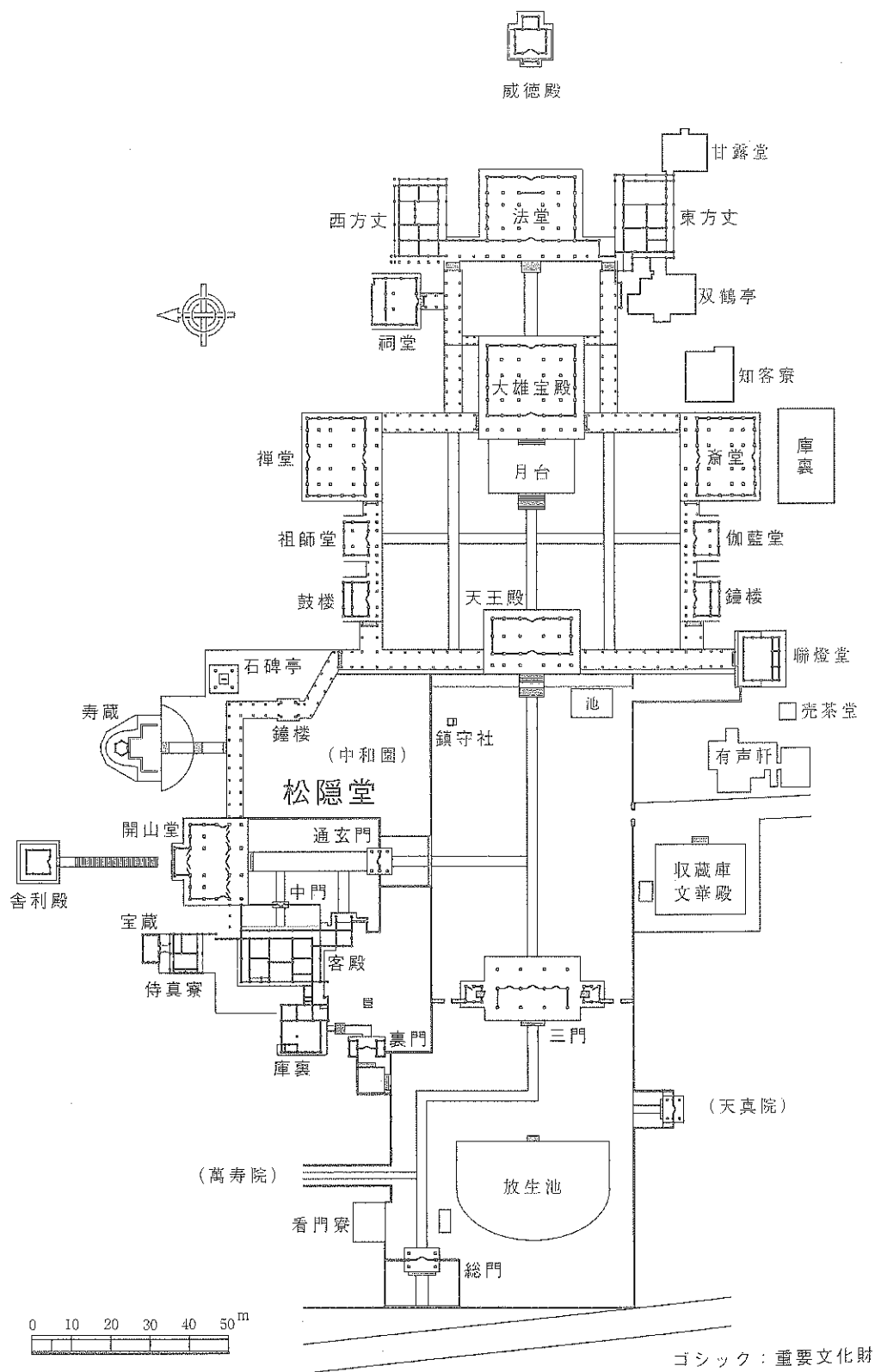


図7 萬福寺 伽藍配置図

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

(平成22年12月1日現在)

種別 区分	年度	有形文化財										無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財			記念物				合 計	文化財環境保全地区(決定)	選定保存技術(選定)	文化的景観(選定)	総合 計
		建造物		美術工芸品										風俗慣習	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計					
		件数	棟(基)	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計														
指定	57	△2 9	△6 16	2	4	7	△1 1	△1 1		△2 15	(認定1) 1		△1 1	△1 3	△2 4	6	3	2	11	△6 40	15			△6 55	
	58	△2 9	△3 22	6	4	4		△1 2	1	△1 17			2	4	6	2	3	1	6	△2 38	9			△3 47	
	59	△1 7	△3 18	△1 3	3	2		△1 1	1	△2 10		1	1	△1 6	△1 7	2	3	1	△1 6	△5 31	11			△5 42	
	60	△1 7	△2 11	3	3	2		△1 2	1	△1 11						2	1	2	5	△2 23	4			△2 27	
	61	△1 10	△15 39		1		1	1		3						△1 2	1	△1 2	△2 5	△3 18	5			△3 23	
	62		3	8	3	3		△1 4	2	△1 12						1	1	1	3	△1 18	4			△1 22	
	63	△1 3	△6 11	3	3	1		3	1	11								1	1	2	△1 16	1	(認定2) 1		△1 18
	元	4	9	2	1		△1 2	1	1	△1 7	(認定1) △1 2	△1 1						1	1	2	△3 16	1			△3 17
	2	1	1	1	1	4		5	1	△1 12			3		3		1	1	2	△1 18	2	(認定2) △2 2		△3 22	
	3	6	△1 12	3	2	4		1		12	(認定4) △3 4									△3 22		(認定1) △1 1		△4 23	
	4	△1 4	△4 16	1	1		2		1	3						1		1	2	△1 9	1			△1 10	
	5	5	13	1	1	1	1		1	5								1		1	11	1			12
	6	2	9	2	2	1		3		9	(認定2) △2 2					△1 1			△1 1	△3 14	1			△3 15	
	7	2	6		2	2		2	1	9	(認定2) △1 1									△1 12	1			△1 13	
	8	3	6	2	△1 2	1		2		9	△1									△1 12	2	(認定2) △1 2		△2 16	
	9	3	9	1	1	1	1	2	1	8	(認定2) 1					1			1	13	1			14	
	10	3	14	2	1	1		1	1	8								1	1	12	1			13	
	11	2	17	2	2		1		1	6								1		1	9	1			10
	12	△1 3	△1 12	△1 2	1	1		2	1	△1 8	△2					1			1	△3 12	1	(認定1) △1 1		△4 14	
	13	5	20	2	1	1	1	1		7						1			1	13	1			14	
	14	4	11	1	1	1	1	1	1	△1 7						1			1	△1 12	1			△1 13	
	15	3	10	1	1	2	△1 2	2		△2 8								1	1	△2 12	1			△2 13	
	16	3	8	1	1	1	2	2		8	(認定1) 1							1	1	13	1			14	
	17	3	3	2	1	1		1	1	6	(認定2) 1					1			1	11	1			12	
	18	2	11	△1 3	1	2	1		1	△1 8							1		1	△1 11				△1 11	
	19	2	4	2	1		2			5			1		1					8	1		3	12	
	20	1	4	1	1	1		1	1	5	(認定3) 3					1			1	10			2	12	
	21	2	10	2	1				1	5										7			2	9	
計	△10 111	△41 330	△2 54	△3 47	△2 41	△2 16	△5 40	△1 22	△1 14	△16 234	(認定18) △7 16	△1 2	△1 8	△2 13	△3 21	△2 23	△1 18	△1 16	△4 57	△41 441	68	(認定8) △5 7		(認定26) △46 7	

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

(平成 22 年 12 月 1 日現在)

福 別 区 分	年 度	有 形 文 化 財										無 形 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	無形民俗文化財			記 念 物				合 計	文化財環境保全地区 (決定)	選定保存技術 (選定)	文化的景観 (選定)	総 合 計
		建築物		美 術 工 芸 品										風 俗 慣 習	民 俗 芸 能	小 計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	小 計					
		件 数	棟 (基)	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	小 計														
登 録	57	▲2 25	▲7 44	5	▲2 2	4		1			▲2 12				6	6					▲4 43				▲4 43
	58		7 11		2 2	1					3				4	4			▲1 5	▲1 5	▲2 19				▲1 19
	59	▲1 11	▲1 15		2 2						2				5	5			1 1	1 1	▲1 19				▲1 19
	60		5 11		2 2						2		1	1	5	6					14				14
	61		6 9	1	1 1	2		2	1	1	8			6	3	9					23				23
	62		4 10			2		2			4		2	5	1	6					16				16
	63		1 5											4	1	5					6				6
	元		2 8		1 1						1		4	2	3	5					12				12
	2		2 2	2	2 2						2		1		3	3					8				8
	3		1 1												2	2					3				3
	4	▲1 4	▲1 5					3			3				2	2					▲1 9				▲1 9
	5		1 1												2	2					3				3
	6		2 3												1	1					3				3
	7		2 3											1		1					3				3
	8		1 1											1	1	2					3				3
	9		1 4											1	2	3					4				4
	10		1 2											2		1	1				4				4
	11		1 1				1				1		2		1	1					5				5
	12		1 1												1	1					2				2
	13		1 1											1		1					2				2
	14		1 1												1	1					2				2
	15		1 1											1		1					2				2
	16		1 1																		1				1
17		2 3																		2				2	
18													1		1					1				1	
19		1 1																		1				1	
20		1 1																		1				1	
21														1	1		1		1	2				2	
計	▲4 86	▲9 146		▲2 10		9	1	8	1	1	▲2 38								▲1 6	▲1 7	▲7 213				▲7 213
合計	▲10 ▲4	▲41 ▲9	▲2 62	▲3 ▲2	▲2 57	▲2 50	▲2 17	▲5 48	▲1 23	▲1 15	▲16 ▲2	(認定18) ▲7	▲1 16	24 ▲1	▲2 59	▲3 91	▲2 23	▲1 19	▲1 22	▲4 ▲1	▲41 ▲7	(認定8) ▲5	(認定26) ▲46	▲7 736	

(注) (1) 建築物の棟(基)数は、件数に含めない。

(2) ▲印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。

(3) ▲印は、重要文化財等又は府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により、京都府の登録が取消となった件数(棟数)で内数である。

(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都府の文化財（第二十八集）

平成二十三年一月発行

発行

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育委員会

編集

京都府教育庁指導部

文化財保護課

日本最大の文化祭典
国民文化祭・
京都2011
2011.10.29-11.6

PR
隊長
まゆまる



詳しくはWebで

京都2011

検索